

目次

| | |
|--------------------------------------|-----------|
| 第1章 経営戦略の策定趣旨と位置づけ | 1 |
| 1. 経営戦略の策定趣旨..... | 1 |
| 2. 位置づけ..... | 2 |
| 3. 計画期間..... | 3 |
| 第2章 下水道事業の現状と課題 | 4 |
| 1. 事業の概要..... | 4 |
| 2. 下水道普及率と水洗化の状況..... | 6 |
| 3. 管路や施設の状況..... | 10 |
| 4. 使用料の状況..... | 13 |
| 5. 繰入金の状況..... | 15 |
| 6. 下水道事業の財源構造..... | 16 |
| 7. 組織の状況..... | 18 |
| 8. 経営の状況..... | 21 |
| 第3章 経営の基本理念と基本方針 | 28 |
| 1. 基本理念と基本方針..... | 28 |
| 第4章 下水道事業の効率化・健全化への取り組み | 30 |
| 1. 投資計画..... | 30 |
| 2. 財政計画..... | 34 |
| 3. その他の取り組みの内容..... | 38 |
| 第5章 投資・財政計画 | 40 |
| 1. 投資・財政計画シミュレーションモデルの作成..... | 40 |
| 2. 公共下水道事業の投資財政計画..... | 41 |
| 第6章 経営戦略の事後検証・更新等 | 46 |
| 1. 経営戦略目標..... | 46 |
| 2. 計画の推進の点検・進捗管理の方法..... | 48 |
| 第7章 用語集 | 49 |

第1章 経営戦略の策定趣旨と位置づけ

1. 経営戦略の策定趣旨

本市の公共下水道事業は、平成元年1月の供用開始以降、市民の環境衛生の向上及び都市の健全な発達に貢献してきました。

しかしながら、供用開始後30年と比較的事业年数が浅いため、普及率が80%台と低く、有収水量が少ないという課題を抱えています。

さらに、今後は人口減少や節水器具の普及等を背景とした下水道使用料（量）の減少が見込まれる中、既存の下水道管路及び施設の老朽化が進んでいきます。こうした管路や施設の更新が必要な時期が到来することに加え、発生が予想されている南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備えた耐震化等への対策のために、今後多大な費用が必要となることが想定され、本市下水道事業を取り巻く環境はより一層厳しくなることが見込まれます。

このような課題を踏まえ、損益状況・資産状況をよりの確に把握し、経営状況を明確化するために、平成30年度から公営企業会計に移行し複式簿記による経営を行い、普及率の向上に向けて、現在公共下水道の未普及地域への整備を進めています。

また、管路や施設の計画的な整備及び更新を進め、管路や施設の健全性を維持していくためには、組織や事務事業の効率化、管理業務の見直しなど、経営基盤強化のための取り組みを一層推進するとともに、投資費用の合理化を踏まえ、「投資試算」と「財源試算」を均衡させた収支計画を策定し、中長期的な視野で事業経営に取り組んでいくことが重要です。

こうした状況を踏まえ、本市の下水道事業の経営を見つめ直し、「集中豪雨などの自然災害に強く、市民が安全で快適に生活できるまち」の実現に向けて、中長期的な経営の基本計画である「羽曳野市下水道事業経営戦略」を策定しました。

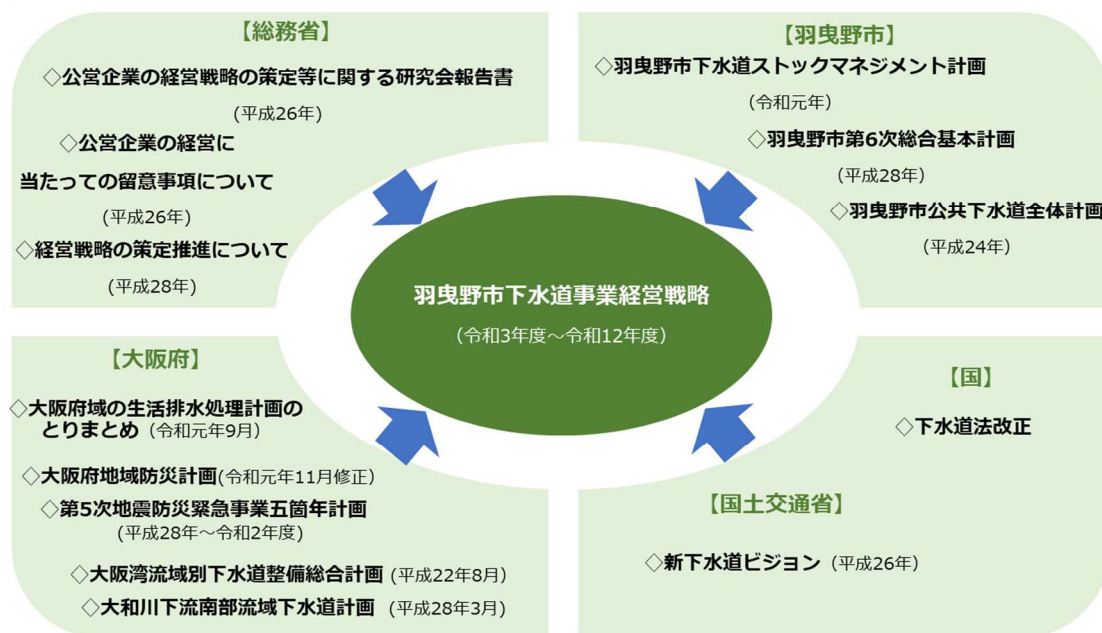
2. 位置づけ

人口の減少や管路及び施設の老朽化等、下水道事業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しており、そうした中で持続的・安定的な下水道事業を維持していくために、平成26年8月総務省通知（総財公第107号、総財営第73号、総財準第83号）で「公営企業の経営に当たっての留意事項について」が公表され、「経営戦略」を策定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの強化に取り組むことが求められています。

また、平成27年1月総務省通知（総財公第18号）「公営企業会計の適用の推進について（要請）」では、計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等をよりの確に行うため、公営企業会計の適用に取り組むことが要請されました。これにより、都道府県及び人口3万人以上の市区町村等については令和2年度までに公共下水道、流域下水道、簡易水道事業に対する公営企業会計の適用が要請されました。

本市においても、当該要請に対応し、計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上のため、平成30年度から下水道事業に地方公営企業会計を適用しています。今後は事業の効率化及び最適化などを通じた経営の効率化をさらに推進する必要があり、こうした中長期的な経営の基本計画として、「羽曳野市下水道事業経営戦略」を策定しました。

なお「羽曳野市下水道事業経営戦略」は、本市が平成28年に策定した「第6次羽曳野市総合基本計画」との整合性を図っています。



図表 1-1 羽曳野市下水道経営戦略の位置付け

3. 計画期間

令和3年度から令和12年度までの10年間

「経営戦略策定ガイドライン（総務省）」における「中長期的な視点から経営基盤の強化等に取り組むことができるように、計画期間は10年以上を基本とする」という考え方を踏まえ、令和3年度から令和12年度までの10年間を本計画の計画期間とします。

第2章 下水道事業の現状と課題

1. 事業の概要

(令和2年3月31日現在)

| | |
|------------------|-----------|
| 供用開始年月日 | 平成元年1月20日 |
| 法適（全部・財務）・非適の区分※ | 法適用（財務） |
| 処理区域面積 | 1,014ha |
| 処理区域内人口（汚水処理人口） | 94,601人 |
| 処理区域内人口密度 | 93.3人/ha |
| 処理区数 | 2 |
| 行政区域面積 | 2,645ha |
| 全体計画面積 | 2,284ha |
| 全体計画人口 | 111,500人 |
| 普及率 | 85.4% |
| 水洗化人口 | 82,425人 |
| 流域下水道等への接続の有無 | 有 |

※法適用：地方公営企業法の規定を適用する企業、非適：地方公営企業法の規定を適用しない企業。

※平成30年度から地方公営企業法を適用しています。

図表 2-1 公共下水道事業

（1）公共下水道事業

公共下水道事業は、国土交通省の所管の事業で、主として市街地における下水を排除又は処理するために地方公共団体が構築し、管理する下水道です。公共下水道事業の中には汚水処理事業と雨水処理事業（浸水対策事業）が含まれます。

① 汚水処理事業

汚水処理を行うための終末処理場があるものを「単独公共下水道」、流域下水道に接続するものを「流域関連公共下水道」といい、本市は「流域関連公共下水道」にあたります。本市には終末処理場はなく、大阪府の大和川水系を処理区とした流域下水道

に接続しており、本市の東部地区の汚水は流域下水道の大井水みらいセンター(下水処理場)(藤井寺市)で、西部地区の汚水は流域下水道の今池水みらいセンター(下水処理場)(松原市)で処理され河川に放流されています。

また、汚水と雨水を排除する方式には合流式と分流式があり、本市では分流式を採用しています。合流式とは、汚水と雨水を同じ下水道管で集めて排除する方式で、雨水も含めて下水処理場内で処理をしています。一方、本市で採用している分流式とは、汚水と雨水を別々の下水道管で集めて排除する方式であり、汚水は下水処理場で処理したのちに河川に放流され、雨水は雨水管から直接河川に放流されます。

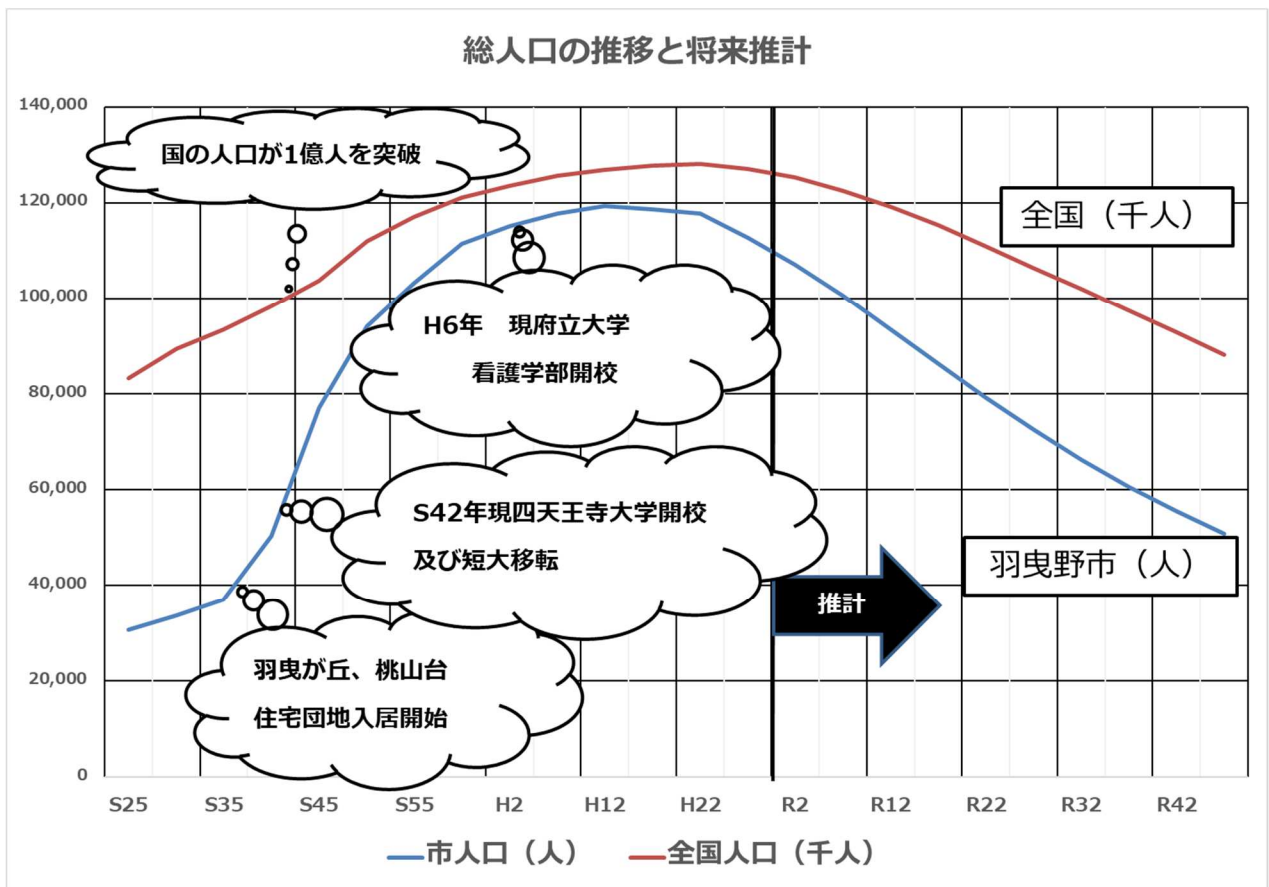
② 雨水処理事業（浸水対策事業）

本市では浸水対策として雨水排水施設の設置および維持管理を行っています。今後の整備方針については、従来通り、浸水実績箇所を優先して整備していきます。また、年々増加する異常気象による浸水被害に備えるため、内水はん濫ハザードマップの更新についても進めているところです。

2. 下水道普及率と水洗化の状況

(1) 行政区域内人口と汚水処理人口

本市の総人口は、昭和 35（1960）年頃から増加し、その後も羽曳が丘、桃山台住宅団地等の開発により急激な増加傾向を示していましたが、平成 12 年（2000）年の 119,246 人をピークに減少に転じています。そのため、将来においても少子高齢化により、本市の総人口は減少していくことが見込まれます。



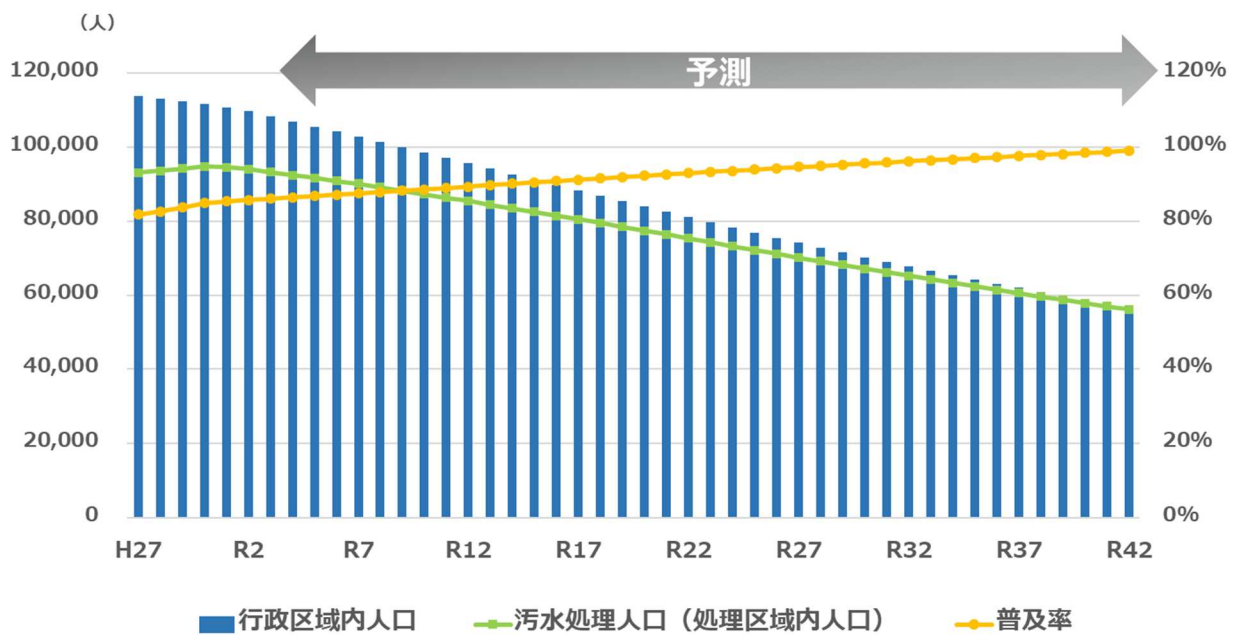
※平成 27 年までは国勢調査による実績値であり、以降は「国立社会保障・人口問題研究所」が提供する国勢調査のデータに基づいた推計による。

図表 2-2 羽曳野市の人口推移

公共下水道事業の汚水処理人口は平成27年度の93,073人から令和元年度には94,601人と1.6%増加しています。

また、行政区域内人口は、令和32年度時点で67,858人となり、令和元年度と比べ約39%減少することを予測しています。他方、下水道の新規整備により現状の下水道普及率が令和3年度から令和12年度までの10年間で89.4%まで上昇し、その後も緩やかに上昇することを予測しています。これらの人口減少、下水道普及率の上昇を考慮すると、将来の汚水処理人口は、令和12年度には85,492人、令和22年度には75,396人、令和32年度時点には65,269人となり、令和元年度と比べ約29,332人の減少が見込まれます。

なお、投資・財政計画シミュレーションにおいて、本市がH28年度に策定した「人口ビジョン」を使用することも考えられますが、使用可能な最新の情報によってシミュレーションを実施するために、当該人口推計を採用しています。また、上記普及率については過年度の実績に基づく伸び率によるシミュレーションを採用しています。



図表 2-3 行政区域内人口及び汚水処理人口の実績と見通し

《関連指標の推移》

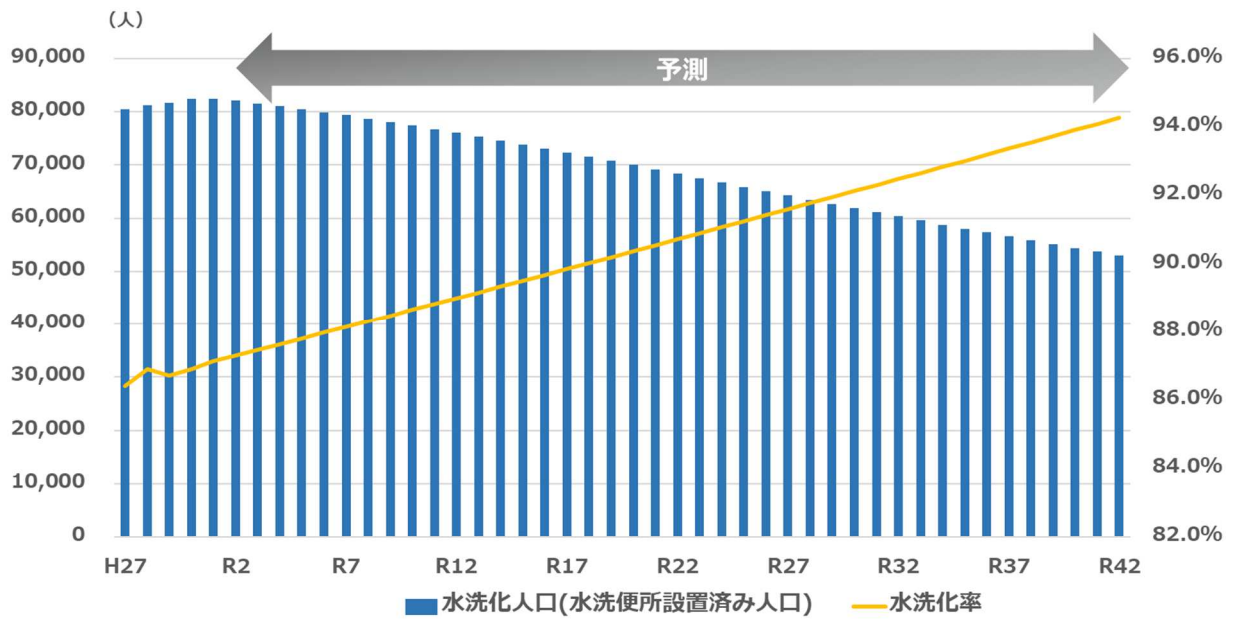
| 指標 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 用語説明 (算式) |
|---------|--------|--------|--------|--------|-------|---|
| 普及率 (%) | 81.8 | 82.7 | 83.7 | 84.9 | 85.4 | 行政区域内人口のうち、処理区域内人口が占める割合。下水道がどれだけ普及しているかを表す指標 |

(2) 水洗化人口と水洗化率の実績と見通し

本市の公共下水道事業における水洗化人口は、平成27年度の80,428人から令和元年度には82,425人と普及率の増加に伴い2.5%増加しています。

水洗化率についても平成27年度から令和元年度にかけては上昇しています。

過年度の実績から、将来においても水洗化率の増加することが見込まれる一方で、人口の減少から水洗化人口は減少し、令和32年度における水洗化人口は60,362人と令和元年度と比べ26.8%減少することが見込まれます。



図表 2-4 水洗化人口と水洗化率の実績と見通し

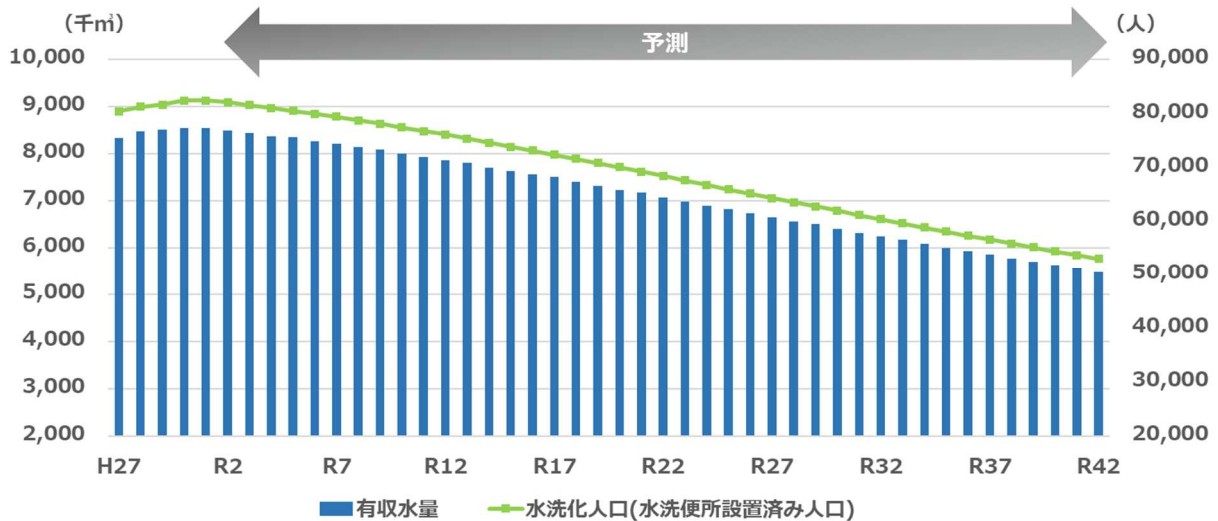
《関連指標の推移》

| 指標 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 用語説明(算式) |
|---------|--------|--------|--------|--------|-------|--|
| 水洗化率(%) | 86.4 | 86.9 | 86.7 | 86.9 | 87.1 | 下水道が利用できる人のうち、どのくらいの割合の人が下水道に接続し、実際に利用しているかを表す値。下水道利用人口を処理区域内人口で割った値 |

(3) 水洗化人口と有収水量の見通し

有収水量は、水洗化人口の推移に伴い、平成27年度の8,331千 m^3 から令和元年度には8,547千 m^3 と2.6%増加しています。

ただし、今後の有収水量は水洗化人口の減少及び節水器具の普及に伴い、減少することが見込まれます。



図表 2-5 水洗化人口と有収水量の見通し

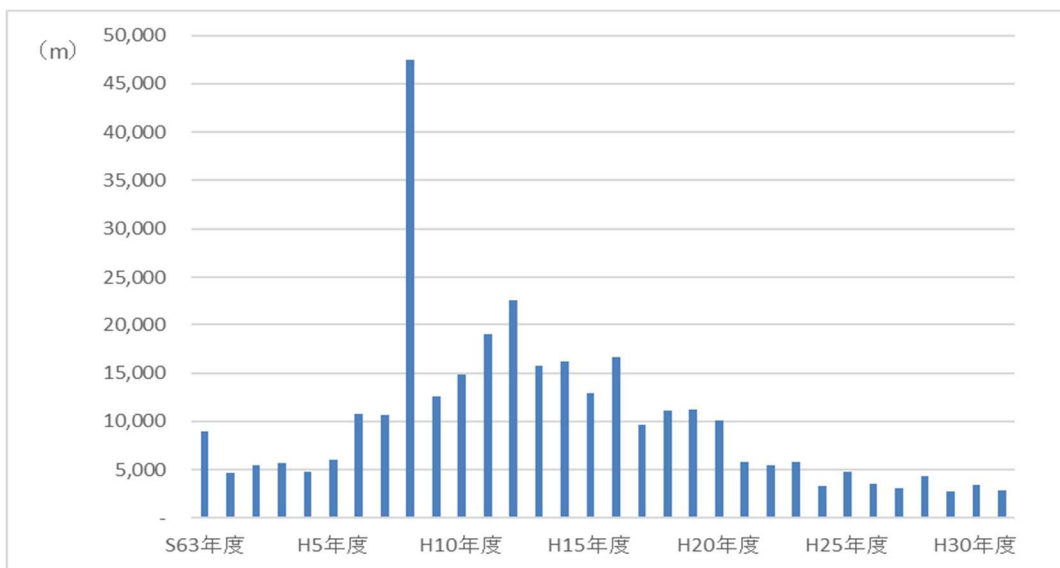
なお、有収水量のシミュレーションにあたり、一人当たりの使用量の変化を考慮することも考えられますが、直近5か年の実績において一人当たりの使用量に変化はなく横ばいであるため、水洗化人口の推移のみを考慮した上記シミュレーションを採用しています。

| | 令和元年度 (実績) | 令和12年度 (予測) | 令和22年度 (予測) |
|--------|---------------|----------------|----------------|
| 水洗化人口 | 82,425人 | 76,081人 | 68,400人 |
| (R1比較) | - | ▲7.7% | ▲17.0% |
| 有収水量 | 8,547千 m^3 | 7,868千 m^3 | 7,073千 m^3 |
| (R1比較) | - | ▲7.9% | ▲17.2% |

3. 管路や施設の状況

(1) 管路の状況

令和元年度末時点での本市内の管渠延長は 345 km であり、313 km が汚水管、32 km が雨水管となっております。本市の下水道事業は平成元年から供用開始していますが、一部、昭和 30 年代後半に民間開発により布設され、その後本市へ移管された管路については法定耐用年数（50 年）を超過しており、今後の更新投資を見越して計画的に長寿命化等を進める必要があります。



図表 2-6 汚水管の年度別布設状況

※平成 8 年度の布設延長の増加は、羽曳が丘住宅団地の汚水処理をコミュニティプラントから公共下水道による処理に切り替えるにあたり、当時の住宅団地開発事業者から整備済み管路が移管されたことによるもの。

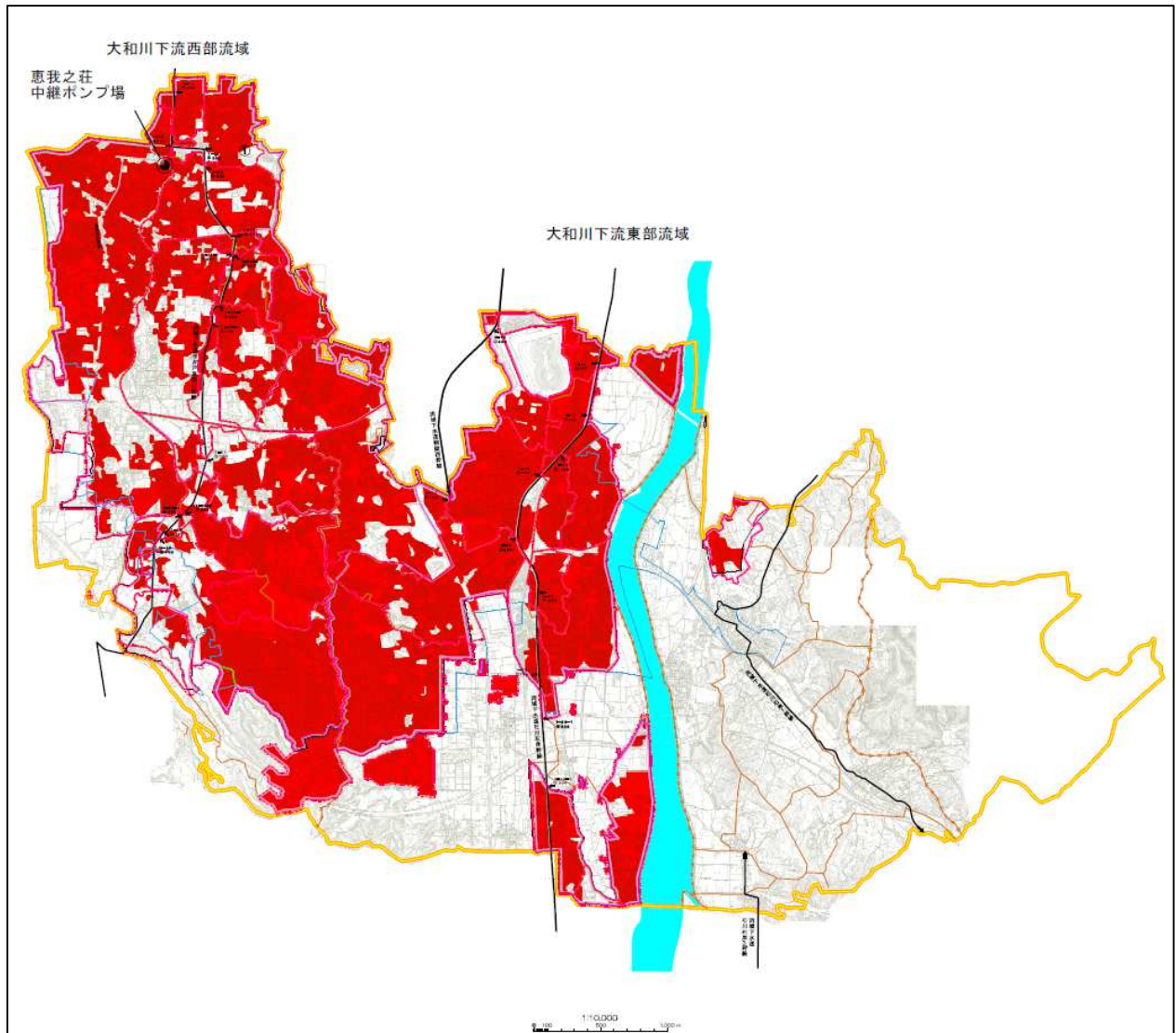
《関連指標の推移》

| 指標 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 用語説明 (算式) |
|-----------|----------|----------|----------|----------|-------|--|
| 管渠改善率 (%) | 0 | 0 | 0.30 | 0.40 | 0.52 | 算式：改善（更新・改良・修繕）管渠延長 ÷ 下水道維持管理延長 1 年間に改築更新管渠延長が、総管渠延長に占める割合を示したもの。1 年間にどれだけ管渠の老朽化対策を実施したかを見る指標 |

管路については、一部を除き施工年度が比較的最近であることなどから管渠改善率は低水準で推移しています。今後、老朽化した管路が増加していくため、計画的に管路を改善していく必要があります。

(2) 下水道施設の状況

本市下水道事業における供用開始区域は以下の通りです。



図表 2-7 公共下水道の供用開始区域

また、本市下水道事業は令和2年3月末現在、公共下水道事業の雨水ポンプ場1施設、汚水中継ポンプ場施設などを有しており、管路以外の主要な施設の一覧を示すと以下の通りです。

| 施設の種類 | 施設数 |
|-------------------|-----|
| 雨水ポンプ場 | 1 |
| 汚水中継ポンプ場 | 1 |
| 取水ゲート（取水部含む） | 18 |
| 貯留槽 | 3 |
| マンホールポンプ（汚水中継所含む） | 32 |
| 水位監視カメラ施設 | 5 |
| 《計》 | 60 |

図表 2-8 主要施設の一覧

（3）管路や施設の見直し

本市では、羽曳野市総合基本計画に基づき、ライフラインの強靱化や耐震化に取り組んでおり、下水道事業では整備区域を拡大していくとともに、耐用年数を経過した施設から耐震基準を満たすものに更新し、災害対策を推進しています。

また、管路や施設の更新では、長寿命化に向けて「羽曳野市下水道ストックマネジメント計画」(※)を策定し、適正な維持管理と更新を行っています。

今後は、老朽化した管路や施設の維持管理のための経費増大が予想されることや、人口減少等に伴い使用料の収入が減少すること等から、継続的な経営健全化の取り組みが求められています。

※ストックマネジメントとは、長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕、改築を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化することを目的としている。

4. 使用料の状況

(1) 現在の下水道使用料体系

本市の使用料体系は図表2-9の通りです。一般用の場合、16 m³までの使用水量であれば、使用水量にかかわらず一定の基本料金であり、使用水量が16 m³を超える場合は、使用した水量によって料金が変わる、逦増性の従量料金制となっています。

| 用途 | 基本料金 | | 超過料金 (1m ³ につき) | | 計算式 |
|-----|---------------------|--------|--|----------|-----------------|
| | 水量 | 使用料 | 水量 | 使用料 (税抜) | |
| 一般用 | 16m ³ まで | 1,396円 | 17m ³ ~20m ³ | 95円 | 水量×95円-124円 |
| | | | 21m ³ ~40m ³ | 114円 | 水量×114円-504円 |
| | | | 41m ³ ~80m ³ | 146円 | 水量×146円-1,784円 |
| | | | 81m ³ ~200m ³ | 190円 | 水量×190円-5,304円 |
| | | | 201m ³ ~1,000m ³ | 234円 | 水量×234円-14,104円 |
| | | | 1,001m ³ ~2,000m ³ | 266円 | 水量×266円-46,104円 |
| | | | 2,001m ³ 以上 | 273円 | 水量×273円-60,104円 |
| 浴場用 | 1m ³ につき | | | 20円 | 水量×20円 |

※上記により算出した額に消費税率を乗じた額（1円未満を切り捨て）を加算した額が下水道使用料となります。

※浴場とは、公衆浴場法による許可を受けた公衆浴場から排出される汚水が該当します。

※2か月毎に使用料を徴収しており、上記は2か月あたりの使用料体系となっています。

図表 2-9 公共下水道使用料

(2) 下水道使用料についての考え方

下水道施設を管理運営するための費用は、雨水処理費と汚水処理費があります。雨水処理費は自然現象が原因であり、雨水処理によって街が浸水から守られるという便益は、一般市民全体に及ぶことから税金（公費）で負担するものとされています。一方、汚水処理費は下水道使用者の排水が原因であり、汚水処理による便益は下水道使用者が直接受けることになるため、下水道使用料（私費）で負担するものとされています。これを雨水公費・汚水私費の原則といいます。

そのため、下水道の使用料については汚水処理原価を基本的に算出根拠としています。今後もこの方針に則り、使用料の算出を行っていきます。

(3) 使用料改定の状況

本市は下水道の普及と汚水処理費の増加から平成22年度から平成24年度にかけて段階的な使用料の値上げを行いました。その後、使用料の改定は行っておりません。

【一般用下水道使用料の改定状況（消費税抜）】

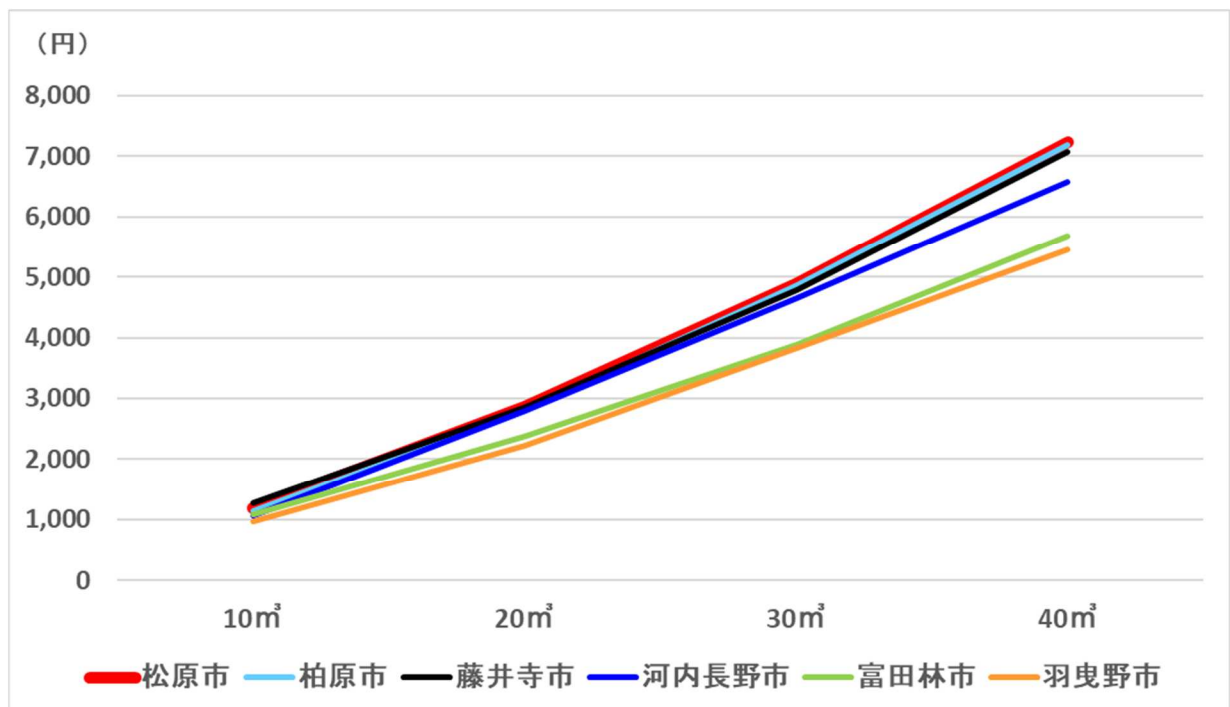
| 改定日 | 改定前からの改定率 (平均改定率) | 16 m ³ 使用料 (基本料金) | 改定前使用料との 差額 |
|--------------|----------------------|---------------------------------|----------------|
| 平成22年9月30日以前 | — | 1,100円 | — |
| 平成22年10月1日より | 9% (8.65%) | 1,198円 | 98円 |
| 平成23年10月1日より | 18% (17.7%) | 1,298円 | 198円 |
| 平成24年10月1日より | 27% (26.75%) | 1,396円 | 296円 |

図表 2-10 使用料改定の状況

※上表は消費税抜きの金額であり、消費税の改定については別途使用料に反映しています。

(4) 近隣市の状況

近隣市と使用料の状況と比較すると図表2-11の通りとなり、全ての水量区分で本市の使用料が最も低い水準となっていることが分かります。



図表 2-11 近隣市との下水道使用料の比較

5. 繰入金の状況

雨水公費・汚水私費の原則があるように、公共下水道事業で発生する費用は下水道の使用料だけでなく、公費、すなわち一般会計からの繰入金でも賄われています。繰入金の種類は大きく2つに区分することができ、総務省が定める基準に合致したものを「基準内繰入金」、それ以外を「基準外繰入金」といいます。

◆基準内・基準外繰入金

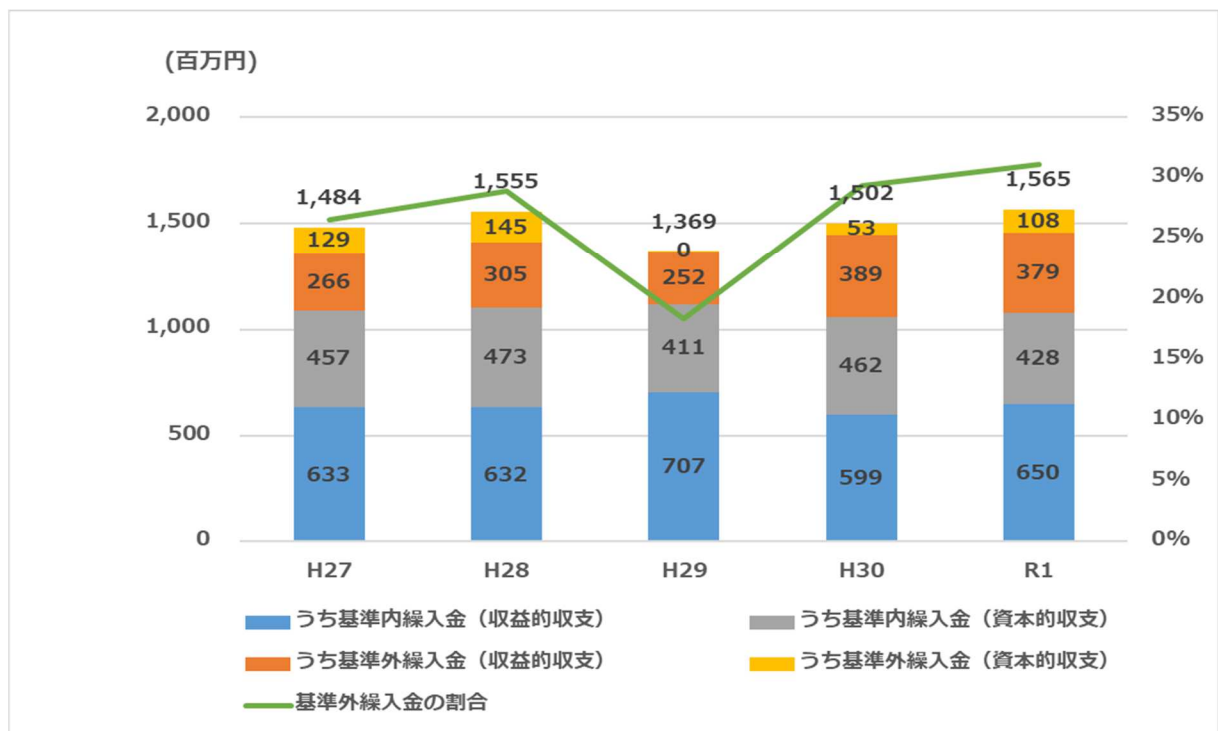
基準内繰入金：総務省からの公営企業に対する繰出基準に合致する、概ね以下のような経費に対する繰入金

- ① その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費
- ② 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費

(例えば、雨水処理や分流式下水道等に要する経費等)

基準外繰入金：総務省からの公営企業に対する繰出基準に合致しない経費に対する、例外的な繰入金（例えば、使用料や水洗化率の水準が低く経費を回収しきれない場合等に発生します）

本市の一般会計からの繰入金は、毎年一定の水準で推移しています。平成27年度から令和元年度まで基準外繰入金が全体の繰入金額の約25%前後を占めており、一般会計からの例外的な繰入金に依存している状況となっています。



図表 2-12 繰入金の推移

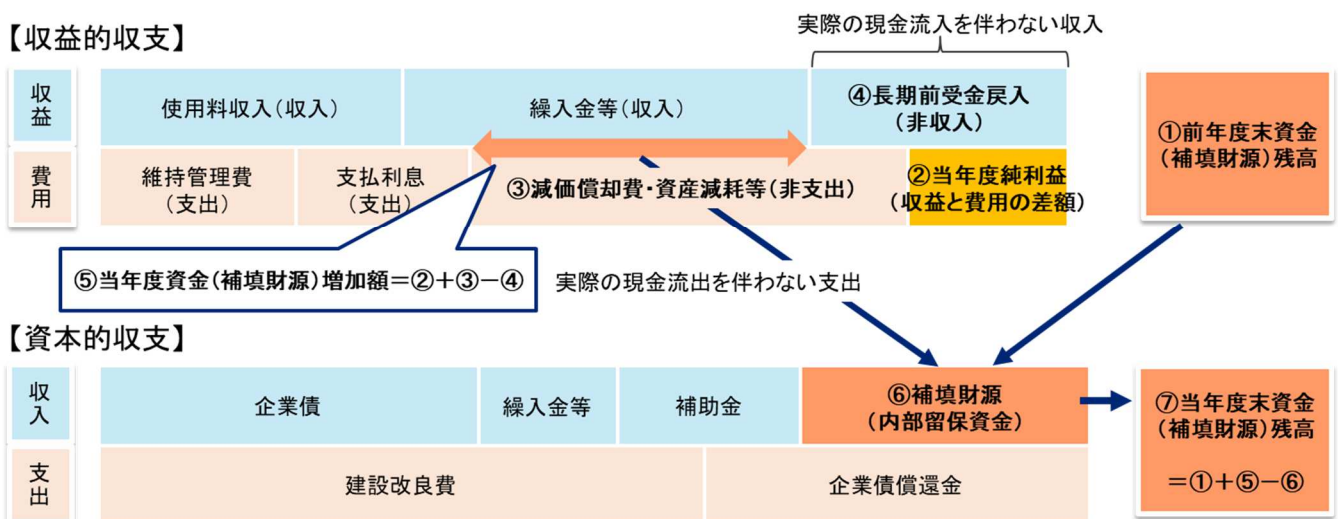
6. 下水道事業の財源構造

地方公営企業会計においては、様々な収入と支出を大きく2つに区分しており、日々の事業運営に関する収支である収益的収支と、施設の整備・更新等に関する収支である資本的収支に区分しています。

| | |
|-------|---|
| 収益的収支 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 施設の運転・管理などの事業運営に関する収支を言います <p>主な収入科目：使用料収入、繰入金、長期前受金戻入 (このほか、国・府補助金も発生する場合があります)</p> <p>主な支出科目：維持管理費、減価償却費、支払利息</p> |
| 資本的収支 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 施設の整備・更新等に関する収支を言います <p>主な収入科目：企業債、繰入金、国・府補助金</p> <p>主な支出科目：建設改良費、企業債償還金</p> |

図表 2-13 収益的収支と資本的収支の主な内容

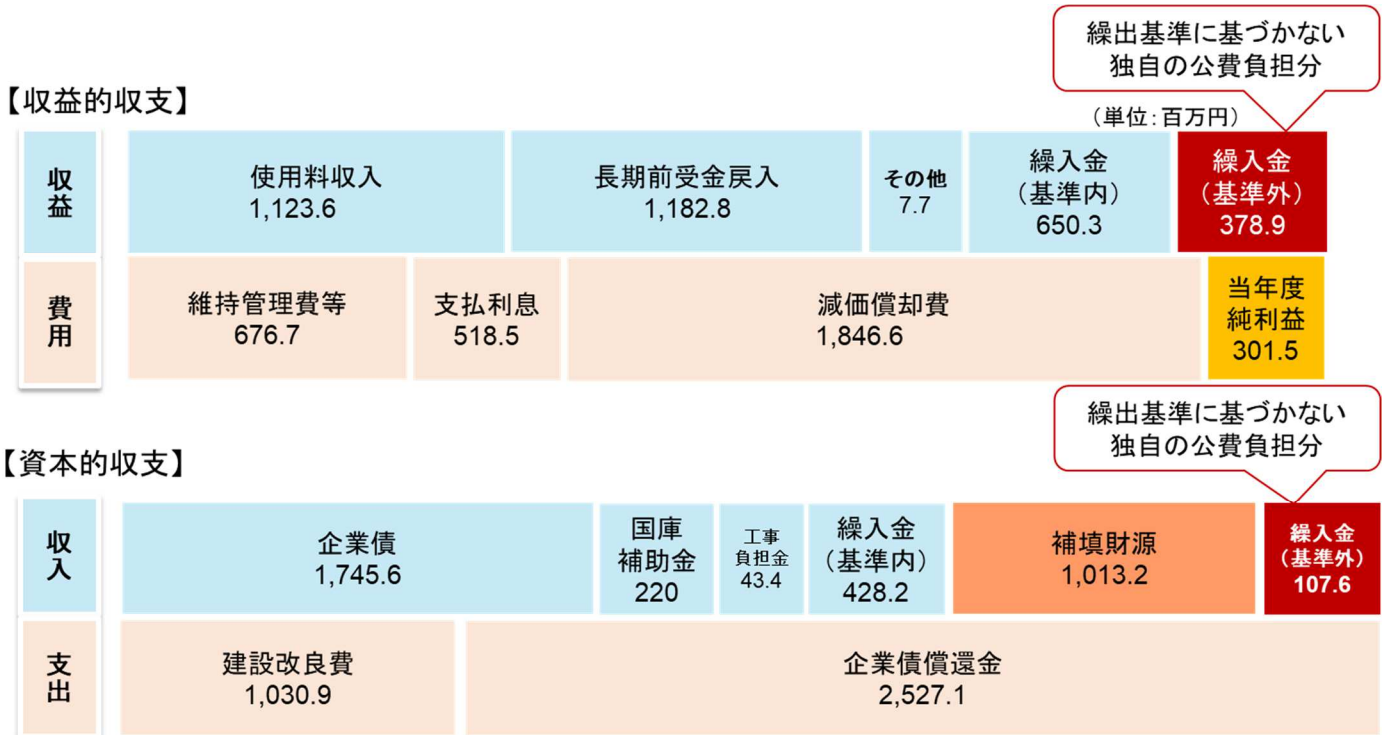
下水道事業は、管路や施設を整備して事業を行うという特性から、毎年度建設改良費とともに過年度の企業債の償還が発生するため、資本的収入が資本的支出に不足することが通常です。このため、前年度末までの内部留保資金と当年度の収益的収支での増加資金を資本的支出の補填財源として使用する財源構造となっています。



| | |
|------|---|
| 補填財源 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 資本的収入が資本的支出に不足する場合、不足額を補填できる企業内に留保している財源。資本的支出は資本的収入と補填財源の範囲内に抑える必要があります。 |
|------|---|

図表 2-14 地方公営企業における財源構造の概要

本市における下水道事業の財源構造（令和元年度）を示すと以下の通りです。収益的収支において当年度純利益が出ていますが、収益的収支に計上されている基準外繰入金 378.9 百万円がなければ赤字となる状況です。また、資本的収支においては補填財源で補填してもなお不足する金額について、基準外繰入金で賄っている構造となっています。

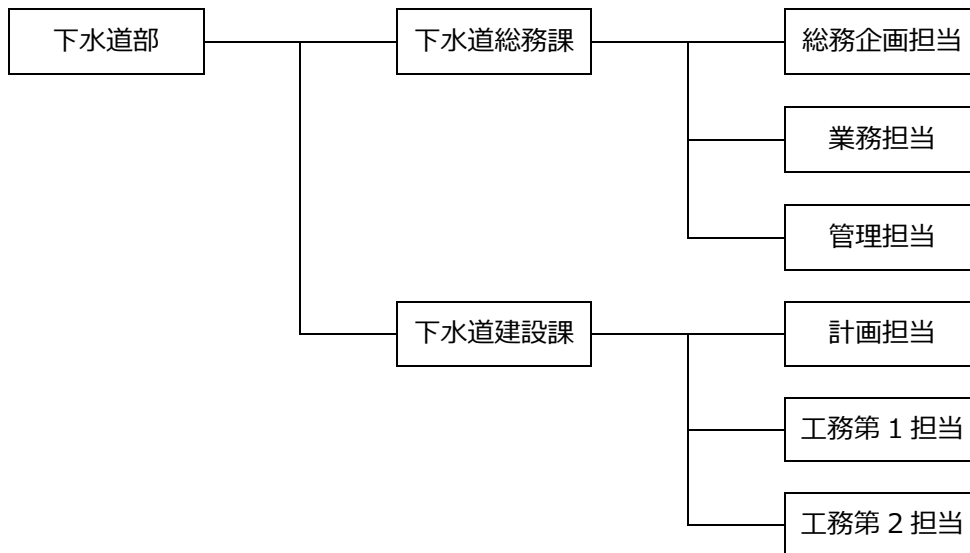


図表 2-15 本市下水道事業における財源構造の状況（令和元年度）

7. 組織の状況

(1) 組織の状況

下水道事業における組織体制及び各課における担当の主な業務は以下の通りです。



図表 2-16 組織図 (令和2年4月現在)

| 部名 | 課名 | 担当名 | 主な事務分掌 |
|------|------------|------------|---|
| 下水道部 | 下水道 総務課 | 総務企画 担当 | <ul style="list-style-type: none"> ・部の企画、調整及び庶務に関すること。 ・部の予算編成及び予算執行に関すること。 ・下水道事業会計の経理に関すること。 ・公共下水道事業計画の調整及び進行管理に関すること。 ・公共下水道に係る広報に関すること。 ・流域下水道負担金に関すること。 |
| | | 業務担当 | <ul style="list-style-type: none"> ・受益者負担金に関すること。 ・使用料に関すること。 ・水洗便所改造助成制度に関すること。 |
| | | 管理担当 | <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道の管理及び施設台帳の整備に関すること。 ・公共下水道の明示及び占用に関すること。 ・水質の管理及び除害施設に関すること。 ・水洗便所の設置及び排水設備に関すること。 ・指定工事店に関すること。 ・公共下水道の供用開始に関すること。 |
| | 下水道 建設課 | 計画担当 | <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道に係る計画に関すること。 ・公共下水道に係る計画、決定、事業認可に関すること。 ・開発行為に係る下水道の指導及び検査に関すること。 ・流域下水道との調整に関すること。 ・水系の管理に係る指導及び調整に関すること。 |
| | | 工務第1担当 | <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道の施行並びに設計、監理及び検査に関すること。 ・公共下水道の施工等に係る調査及び調整に関すること。 |
| | | 工務第2担当 | <ul style="list-style-type: none"> ・水系の施工並びに設計、監理及び検査に関すること。 ・水系の施工等に係る調査及び調整に関すること。 ・公共下水道及び水系の災害復旧に関すること。 |

図表 2-17 主な事務分掌

(2) 職員の状況

本市の下水道事業に従事する職員は平成28年度から令和2年度まで22名程度で安定的に推移しています。一方で令和2年度における技術職員のうち、7名が55歳以上となっており、年齢構成について偏りがあると考えられます。

持続可能な業務実施体制を維持するという観点から、早急に技術職員の年齢構成について改善を図る必要があると考えております。

(4月1日時点)

(単位：人)

| | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 技術職員数 | 14 | 13 | 12 | 12 | 12 |
| 事務職員数 | 8 | 8 | 10 | 10 | 10 |
| 合計 | 22 | 21 | 22 | 22 | 22 |

※管理者及び再任用職員を除く。

図表 2-18 職員数の年度別推移

(令和2年4月1日)

(単位：人)

| 年齢 | 事務職員 | 技術職員 | 合計 |
|--------|------|------|----|
| 25歳未満 | 2 | 0 | 2 |
| 25～29歳 | 0 | 1 | 1 |
| 30～34歳 | 1 | 0 | 1 |
| 35～39歳 | 1 | 1 | 2 |
| 40～44歳 | 1 | 2 | 3 |
| 45～49歳 | 2 | 0 | 2 |
| 50～54歳 | 1 | 1 | 2 |
| 55歳以上 | 2 | 7 | 9 |
| 合計 | 10 | 12 | 22 |

※管理者及び再任用職員を除く。

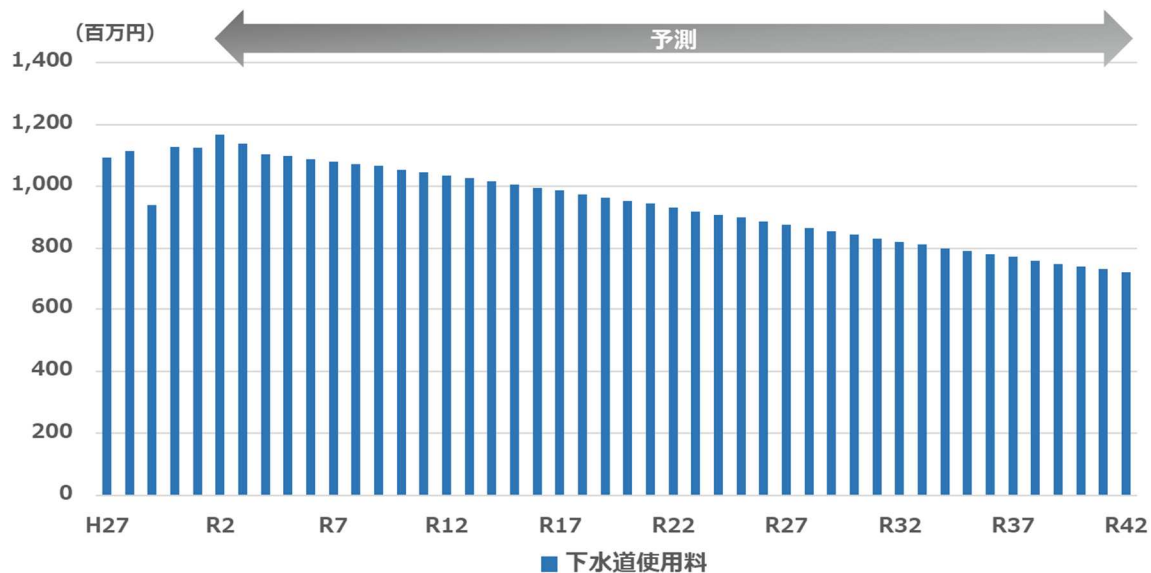
図表 2-19 職員年齢構成

8. 経営の状況

(1) 下水道使用料の状況

下水道使用料は、平成27年度には1,094百万円でしたが、令和元年度には1,124百万円と2.7%増加しました。

下水道普及率の向上に伴い、処理区域は拡大する一方で、すでに人口は減少傾向にあることから、徐々に年間処理水量が減ることが見込まれます。また、節水器具の普及に伴い排水量が減っていくことで、下水道使用料の減少が見込まれます。一方で、管路や施設は老朽化し、更新・維持していくための費用が増えることが見込まれます。



図表 2-20 下水道使用料の実績と見通し

- ※令和元年度までは実績値、令和2年度以降は予測値としています。
- ※将来の下水道使用料は第2章2(3)水洗化人口と有収水量の見通し(P9)にて予測される各年度の有収水量に直近2か年の使用料単価平均を乗じて算定しています。
- ※なお、有収水量については、過去5年間の一人当たり有収水量が大きく変動していないため、水洗化人口の推移に応じて変動すると見込んでいます。また、使用料単価についても、過去5年間で大きく変動していないため、直近2か年の平均を使用しています。
- ※平成29年度は、平成30年4月より地方公営企業法を適用することに伴い、平成30年3月末に出納閉鎖した影響で減少しています。

《関連指標の推移》

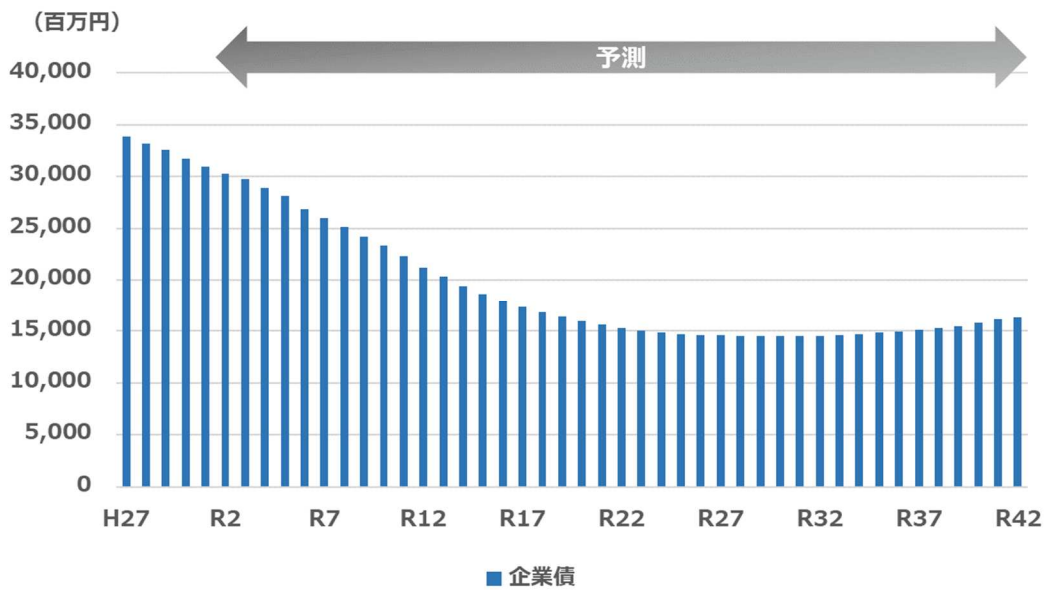
| 指標 | 平成30年度 | 令和元年度 | 用語説明 (算式) |
|---------------|--------|-------|--|
| 経常収支比率 (%) | 110.2 | 109.9 | 算式：経常収益÷経常費用 使用料収入、一般会計繰入金等の収益で、経常的な費用がどの程度賄われているかを示す指標 |
| 汚水処理原価（円） | 149.0 | 150.6 | 算式：汚水処理費用（公費負担分を除く）／有収水量 汚水処理に要した経費を有収水量で除したもの。有収水量1m ³ 当たりどれくらいの経費が汚水処理費用に要するかを見る指標で、低い方がよい |

経常収支比率は平成30年度以降100%を上回っていますが、一般会計から例外的な基準外繰入金がない場合、平成30年度、令和元年度においてそれぞれ97.2%、97.5%と算定され、100%を下回ることとなり、単年度収支は赤字で推移することになります。

また、汚水処理原価は概ね150円前後で推移しています。比較対象とした類似団体（P24 図表2-22※参照）の平均125.5円と比較すると高い水準にあり、費用の削減や有収水量の増加等に向けて、より一層取り組む必要があります。

(2) 企業債残高の推移

企業債残高は、平成27年度から令和元年度までの間で、約29.2億円減少（約339.0億円から約309.8億円に減少）しています。第2章3.(1) 管路の状況 図表2-6の通り、汚水管路の布設は平成6年から平成20年頃がピークであり、その後の布設は減少しています。これにより、近年では布設のための企業債発行額よりも償還額の方が大きく、企業債残高は減少する傾向にあり、今後も当面は減少していく見込みです。



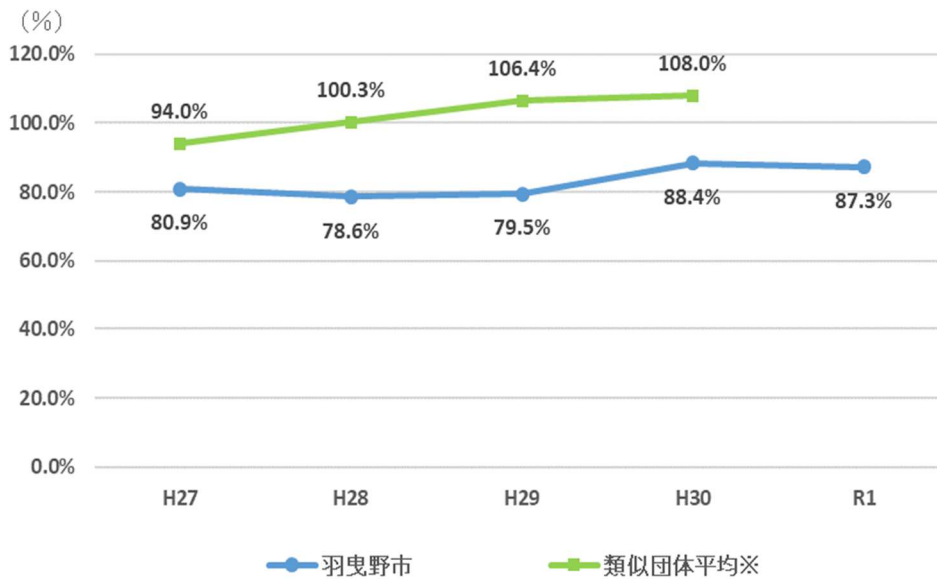
図表 2-21 企業債残高の推移

《関連指標の推移》

| 指標 | 平成30年度 | 令和元年度 | 用語説明 (算式) |
|------------------|---------|---------|---|
| 事業収益対企業債残高比率 (%) | 1,499.7 | 1,437.5 | 算式： 企業債残高 ÷ 事業収益 事業収益に比べて企業債残高がどれくらいあるのかを見る比率 |

(3) 経費回収率の推移

経費回収率は、類似団体※平均と比較して低い水準にあります。これは使用料収入が伸び悩む中、汚水処理に要する経費が増加傾向にあるため、使用料収入で経費を賄えていない状況（100%未満）を表しています。このため、下水道普及率及び水洗化率を向上させるとともに、可能な限り経費削減に努め、効率的な経営を行う必要があります。



図表 2-22 経費回収率の推移

- ※ 類似団体比較の対象は以下の通り。(10 団体)
- ・ 総務省「経営比較分析表」における類似団体区分 Bb1 (処理区域内人口 3 万人以上かつ処理区域内人口密度 75 人/ha 以上、供用開始後 30 年以上) のうち、法適用、流域下水接続有、終末処理場数ゼロの 3 団体
 - ・ 近隣の法適用 2 団体
 - ・ 類似団体区分 Ab (処理区域内人口 10 万人以上、処理区域内人口密度区分 75 人/ha 以上) のうち、法適用、処理区域内人口 15 万人未満、流域下水接続有、終末処理場数ゼロの 4 団体
 - ・ 近畿圏内同規模 (供用開始後 25~35 年、流域下水接続有、終末処理場数ゼロ、処理区域内人口密度 80~120 人/ha、行政区域内人口 5 万人以上~15 万人未満) の法適用 1 団体

《関連指標の推移》

| 指標 | 平成 30 年度 | 令和元 年度 | 用語説明 (算式) |
|-----------|----------|--------|--|
| 経費回収率 (%) | 88.4 | 87.3 | 算式： 使用料収入 ÷ 汚水処理費用 (公費負担分を除く) 汚水処理に要した費用に対する、使用料による回収程度を示す指標。汚水処理に係る全ての費用を使用料によって賄うことが原則 |

(4) 類似団体と比較した経営状況

(財務の状況)

『財務の状況』を示す指標では、「経営の健全性（経常収支比率）」は、類似団体平均値と同水準であり、黒字を意味する100%を超えています。しかし、一般会計から基準外繰入金がない場合、令和元年度における経常収支比率は97.5%と算定され、100%を下回ります。実際に、「繰入金の依存度（繰入金対使用料割合）」は122.8%と、類似団体平均値37.3%より高くなっており、本市は一般会計からの例外的な繰入金に依存している状況といえます。

また、「資金残高の状況（事業収支対資金残高比率）」、「債務の状況（事業収益対企業債残高比率）」「経営の効率性（経費回収率）」については、類似団体平均より厳しい水準となっています。

特に、事業収益対企業債残高比率は1,437.5%と算定されており、類似団体平均841.0%と比較して約1.7倍程度高い水準にあります。これは、類似団体よりも、事業規模を示す事業収益に対する企業債の残高が大きく、企業債への依存度が高いことを意味しています。企業債の返済により企業債残高は減少傾向にありますが、過去の投資に伴う借入負担が重いことが主な要因となっています。

また、経費回収率についても、87.3%と類似団体平均108.0%より低い状況にあります。これは、類似団体平均と比べて汚水処理原価が高く（類似団体平均：125.5円/m³、羽曳野市：150.6円/m³）、汚水処理に係る費用を下水道使用料で賄っていない状況を示しています。

「資金残高の状況（事業収益対資金残高比率）」を見ると、本市は収益規模と比べて資金残高が少ない水準にあります。

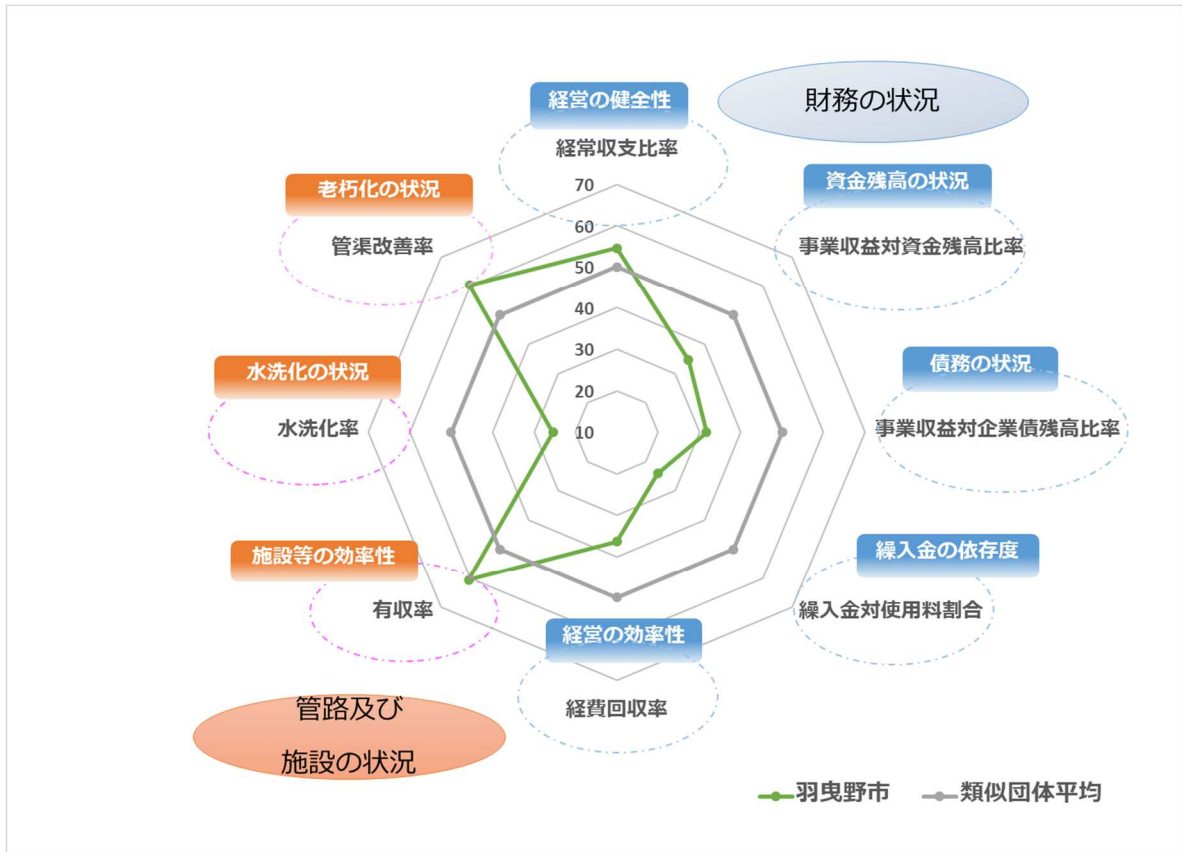
(管路及び施設の状況)

『管路及び施設の状況』を示す指標では、「施設等の効率性（有収率）」は94.5%となっており、類似団体平均84.2%と比べて良好な数値を示しています。一方で「水洗化の状況（水洗化率）」は87.1%となっており、類似団体平均96.4%を下回っています。これは、下水道への接続に際しての住民の経済的負担が大きく、類似団体と比べて水洗化が進んでいないことなどが原因です。

「老朽化の状況（管渠改善率）」は、本市及び類似団体平均共に低い水準になっていますが、これは、供用開始年度から日が浅く、現状では更新投資の必要性が高くないためです。

(まとめ)

- ・『財務の状況』を示す指標は、「事業収益対資金残高比率」、「事業収益対企業債残高比率」「経費回収率」が類似団体と比べて低い状況にあるため、早急に改善を進める必要があります。「経常収支比率」については類似団体平均と同水準ですが一般会計からの基準外繰出金に依存している状況です。
- ・『管路及び施設の状況』を示す指標は、「水洗化率」を除き、類似団体平均を上回っています。
- ・本市の場合、現状では更新投資の必要性はそこまで高くありませんが、依然として老朽化している管路も多く、今後も耐用年数を超える管路が増加していくため、更新投資の必要性が高まっていくことが想定されます。
- ・以上の通り、類似団体との比較分析においては財務体質及び、水洗化率に課題があるといえます。



※羽曳野市：令和元年度決算、類似団体平均：平成30年度決算

※グラフは標準偏差方式であり、外側にいくほど良好な数値を示しています。

図表 2-23 経営指標の類似団体比較 (レーダーチャート)

| 経営指標 | | 数値の見方 | 羽曳野市 (公共) | 類似団体平均 | 評価 | |
|-----------|--------------|-------|-----------|---------|--------|------|
| 財務の状況 | 経常収支比率 | % | ▲ | 109.9% | 107.2% | やや良好 |
| | 事業収益対資金残高比率 | % | ▲ | 8.4% | 35.2% | 不良 |
| | 事業収益対企業債残高比率 | % | ▽ | 1437.5% | 841.0% | 不良 |
| | 経費回収率 | % | ▲ | 87.3% | 108.0% | 不良 |
| | 繰入金対使用料割合 | % | ▽ | 122.8% | 37.3% | 不良 |
| 施設及び管渠の状況 | 有収率 | % | ▲ | 94.5% | 84.2% | 良好 |
| | 水洗化率 | % | ▲ | 87.1% | 96.4% | 不良 |
| | 管渠改善率 | % | ▲ | 0.5% | 0.2% | 良好 |

(▲：数値が高い方が良好、▽数値が低い方が良好)

図表 2-24 経営指標の類似団体比較 (実績値)

第3章 経営の基本理念と基本方針

1. 基本理念と基本方針

「第6次羽曳野市総合基本計画」においてめざすまちの姿は、「安心、安全な水道水が安定的に供給されるとともに、集中豪雨などの自然災害に強く、市民が安全で快適に生活できるまちをめざします」と定められていますが、下水道事業の方向に係るものとしては、「下水道事業の推進」、「下水道事業の経営基盤の強化」「下水道施設等の更新」の3点が掲げられています。

本市は、古市古墳群をはじめとする歴史資産が数多く残り、豊かな自然環境にも恵まれたまちです。世界文化遺産登録された古市古墳群や日本遺産である竹内街道といった歴史的資産、生駒、信貴、葛城、金剛山系に囲まれ、石川など複数の河川が流れる豊かな自然環境及び水資源を将来にわたり守っていく必要があります。

下水道事業は、公共用水域における保全を支え、快適な生活環境を形成するための重要なライフラインであることを踏まえ、本市の下水道事業経営に係る基本理念及び基本方針を以下のように定めます。

基本理念

○下水道サービス水準の維持及び向上を図り、自然災害に強く、羽曳野市のみどり豊かな自然環境や生活環境を将来にわたり守っていきます。

基本方針

(1) 下水道整備事業の推進

投資費用の平準化を図りつつ、近年の実績に準じた整備量を確保することで、整備率の向上に努めます。また、必要な事業を確実に進めつつ、下水道経営の健全化に向けて取り組んでいくためには、下水道使用料や一般会計繰入金などの財源について、適正化に努めます。

(2) 下水道事業の経営基盤の強化

将来に渡り、安定した下水道サービスを提供し、サービスの水準を維持しつつ向上に努めていくため、下水道事業経営の健全化を目指し、汚水処理の効率化、財源の適正化を図っていきます。

(3) 管路や施設の更新

下水道サービスを将来にわたり安定して提供していくためには、管路や施設の汚水処理としての機能を維持していくことが必要となるため、「羽曳野市下水道ストックマネジメント計画」に基づく管路や施設の計画的な点検・調査及び改築・修繕を実施します。

また、今後想定される南海トラフ巨大地震等の地震が発生した場合に、被害を最小限にとどめ、また大地震や風水害に対しては、下水道事業が継続できるように、羽曳野市下水道BCPに基づいて早期の機能回復に努めます。

第4章 下水道事業の効率化・健全化への取り組み

1. 投資計画

(1) 令和12年度までの投資目標

【重要な投資目標】

- ・普及率は89.4%とする。
- ・水洗化率は89%とする。

本市の普及率は、第2章2.(1)行政区域内人口と汚水処理人口(P7)にも記載した通り、下水道の新規整備により処理区域を拡大させていきます。処理区域の拡大により普及率も上昇することを予測しており、具体的な投資の目標として、令和12年度までに89.4%の普及率を目指します。

また、本市の水洗化率は、第2章2.(2)水洗化人口と水洗化率の実績と見通し(P8)にも記載した通り、平成27年度から令和元年度にかけては上昇しています。将来においてもある程度は水洗化率の増加が見込まれる一方で、今後は人口の減少から水洗化人口は減少し、有収水量が減少することが見込まれるため、より一層の水洗化率の上昇を目指します。具体的には、令和12年度までの投資目標として、89%の水洗化率を目指します。

(2) 投資の基本方針

普及率及び水洗化率の投資目標を達成するために、下水道の新規整備、接続への呼びかけ等を通して下水道の普及促進を図るとともに、施設・管路の劣化状況を定期点検等により把握し、適宜、補修を行って維持管理を行い、長寿命化を図ります。また、施設・管路の更新を計画的・効率的に進めるとともに、更新時には耐震性や維持管理効率の向上を図ります。

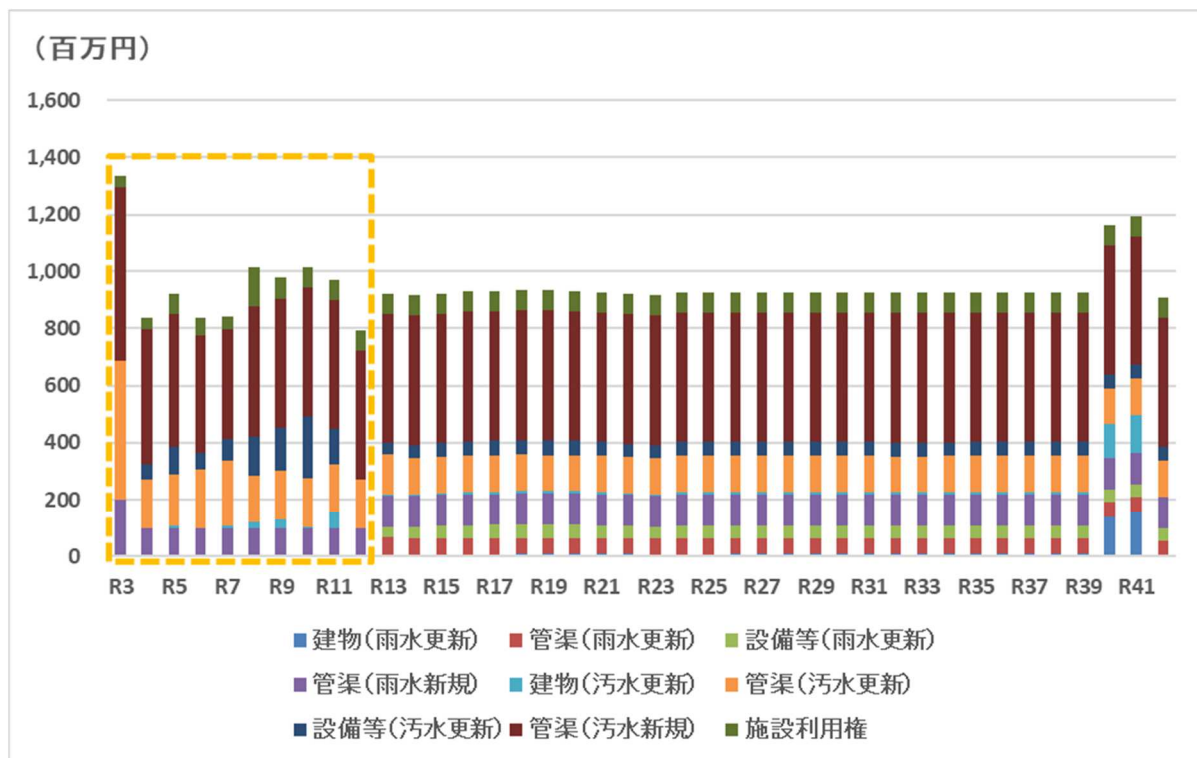
(3) 計画期間内に実施する投資計画

上述の投資の基本方針を受け、今後40年間に実施を予定している主な新規投資及び更新投資は以下の通りです。

未整備地域に対する新規投資については下水道事業計画に基づき算定しています。なお、令和3年度から令和12年度までの10年間の投資額を見込み、それ以降の投資額については、令和3年度から令和12年度までの10年間の平均値で新規投資が行われるという仮定に基づき算定をしています。

更新投資については、固定資産台帳の情報から見込まれる更新投資額をもとに、「羽曳野市下水道ストックマネジメント計画」との整合性を加味して算定しています。固定資産台帳の情報から見込まれる更新投資額については、保有する固定資産が使用可能期間を経過した時点で、当該固定資産の取得価額と同額の更新投資が行われるという仮定に基づき算定をしています。使用可能期間については固定資産台帳上で設定された耐用年数とすることも考えられますが、実際に使用できる期間を考慮し、耐用年数の1.5倍の期間を経過した時点で更新投資が行われるシミュレーションを採用しています。

また、「羽曳野市下水道ストックマネジメント計画」との整合性を図ることで投資の平準化を加味していますが、令和40年代から、ポンプ場などの建物施設の老朽化に対応するための更新工事が発生する見込みです。



図表 4-1 今後の投資予定額

| (単位:百万円) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 管渠(雨水新規) | 200 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 管渠(汚水新規) | 608 | 472 | 465 | 408 | 385 | 452 | 452 | 452 | 452 | 452 |
| 建物(汚水更新) | 0 | 0 | 8 | 0 | 8 | 19 | 30 | 5 | 55 | 0 |
| 管渠(汚水更新) | 488 | 171 | 181 | 208 | 230 | 165 | 173 | 171 | 171 | 171 |
| 設備等(汚水更新) | 0 | 54 | 98 | 57 | 75 | 139 | 150 | 214 | 120 | 0 |
| 施設利用権 | 40 | 39 | 70 | 62 | 43 | 140 | 71 | 71 | 71 | 71 |
| 合計 | 1,336 | 797 | 851 | 773 | 797 | 875 | 905 | 942 | 899 | 723 |

※令和3年度の投資予定額は予算ベースで計上しています。

※管渠(汚水更新)は建物・設備等(雨水更新)分を含んでいます。

※施設利用権とは本市から大阪府に対して拠出している流域下水道の建設負担金であり、大阪府の計画と整合するよう見込んでいます。

図表 4-2 今後の投資予定額

(4) 今後の投資に関する取り組みの内容

施設・設備の合理化

限られた資金を効率的かつ効果的に活用するために、「羽曳野市下水道ストックマネジメント計画」を策定し、管路や施設を計画的かつ効率的に維持管理する方針を定め、順次施設整備を推進しています。当該計画に基づき、老朽化している土木・建築設備、機械・電気設備の更新を進めます。

施設・設備・管路の長寿命化等の投資の平準化

「羽曳野市下水道ストックマネジメント計画」と整合した検討を進めます。

普及率・水洗化率の向上

普及率及び水洗化率については下水道事業計画に基づいた新規整備や、接続への呼びかけ及びより充実した助成制度を検討し、実績の進捗状況を管理しながら着実な目標達成を目指します。

2. 財政計画

(1) 令和12年度までの財政目標

【重要な財政目標】

- ・経費回収率を100%とする。
- ・企業債残高を210億円とする。

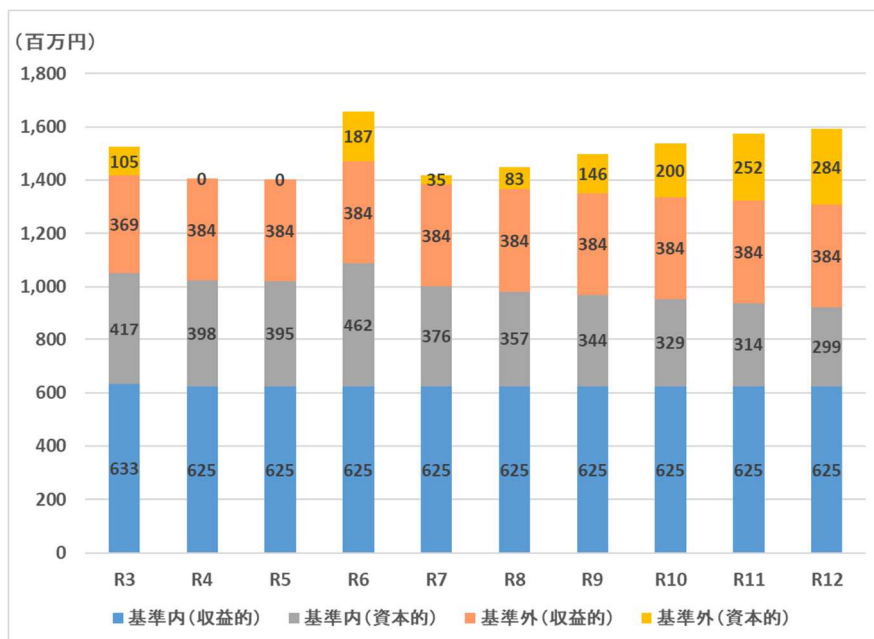
第2章8.(3) 経費回収率の推移(P24)にも記載した通り、令和元年度の経費回収率は、87.3%と類似団体平均を下回っています。このため、経費削減や効率的な経営などを行うとともに、下水道普及率及び水洗化率の向上や使用料水準の見直し等により使用料収入を確保することで、令和12年度における経費回収率を100%とすることを目指します。

また、第2章8.(2) 企業債残高の推移(P23)、(4) 類似団体と比較した経営状況(P25)にも記載した通り、企業債残高は計画的な返済により徐々に減少しており、令和元年度時点で約309億円となっている一方で、収入に比する企業債残高の比率は類似団体と比較して依然として高い状況です。一定の投資は実施しつつも、企業債負担を将来へ先送りにしないように、今後も投資に対する計画的な起債と返済を実施し、令和12年度における企業債残高を210億円にすることを目指します。

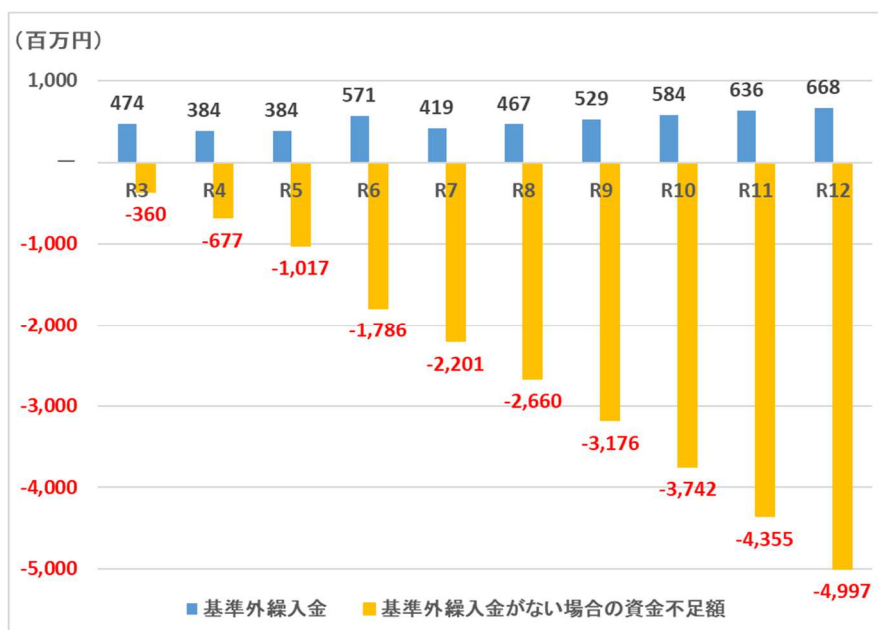
(2) 財源確保のための取り組みの内容

使用料に関する項目

現状の使用料水準で将来推計を行ったところ、令和12年度時点まで資金残高が不足しないようにするためには一般会計からの繰入金が必要となります。そのうち、基準外繰入金は毎年5億円程度必要となり、基準外繰入金がなかった場合の資金不足額は令和12年度時点で約50億円となります。



図表 4-3 一般会計繰入金の推移



図表 4-4 基準外繰入金の将来推計と基準外繰入金がない場合の資金不足額

以上のように、現状の使用料水準では、一般会計からの繰入金がないと下水道事業の経営が成り立たない状況といえます。他方、一般会計において、令和元年度における下水道事業への繰出金 15.6 億円は、同年度の一般会計の歳出総額 396.9 億円の約 4%を占めています。税収が減っていく中で今後も同水準の繰出金を維持し続けられれば、財政は圧迫され、持続可能な財政運営に支障が生じる可能性があります。

また、将来推計において、令和 12 年度までの使用料収入は平均で 10.7 億円/年と試算されますが、基準外繰入金をゼロとして資金残高が不足しないようにするためには、約 16 億円/年の使用料収入が必要であり、現在よりも 53%程度増加させる必要があります。

現在、使用料は近隣市と比較してもかなり低い水準であり、平成 24 年度以降は使用料改定をしていない状況でもあるため、下水道部内に下水道使用料改定検討プロジェクトチームを設置し、検討を行い早期に適正な水準を目指します。

企業債・資金に関する項目

本市では他市に比べ事業収益に対する企業債の残高が大きい点が課題です。そのため、将来の世代に負担を残さないためにも、今後の投資については、企業債をできる限り抑制しながら行っていく必要があります。また使用料、繰入金などその他の財源とのバランスも加味し、将来世代と現世代の負担が公平となるよう企業債の水準を決定していきます。

資金残高については先述したように、現状の使用料水準では令和 12 年度までの 10 年間で基準外繰入金が約 51 億円程度必要と試算されるため、企業債、繰入金、使用料水準の 3 つの財源のバランスを取りながら、資金ショートしないように経営を行う必要があります。

繰入金に関する項目

現状、公共下水道事業には基準外繰入金が入っている状況であり、本来は使用料（私費）で賄うべきと考えられる経費を税金（公費）で賄っている状況にあります。そのため、可能な限り基準外繰入に頼らない経営を行えるよう、経営改善を図るとともに、公共下水道事業を運営していく上での財源構成（公費と私費の負担割合）についても引き続き検討していく必要があります。また、下水道事業を無駄なく確実に実施していく中で、適正化に努め、下水道使用料との負担水準のバランスを見ながら、使用料改定時から段階的に減額させていくよう努めます。

民間のノウハウを活用

地方公営企業における厳しい経営環境の下、経営基盤の強化や効率化に向けての取り組みが要請される中で、民間企業へ任せの方が効率的かつ効果的な業務は民間委託を検討することが求められています。本市においても、管路の修理待機業務や使用料徴収、メーター検針、窓口業務の委託に取り組んできました。

今後も引き続き効率化が可能な範囲やその効果、さらなる改善について検討し、業務の効率化を進めていきます。

売却可能資産の活用

下水道事業で保有している資産のうち、売却可能なものがないかどうか精査し、売却可能なものは売却することにより資産の最適化を図り、売却代金を下水道の経営に活用するとともに、将来の維持管理に係る負担を軽減するよう努めます。

3. その他の取り組みの内容

組織・人材・定員及び給与に関する項目

下水道事業は、市民生活にとって重要なライフラインであり、その事業の特殊性・継続性から、いかなる状況でも適切に対応できる危機管理能力と技能を必要とします。また、平成30年度から下水道事業が公営企業会計に移行し、複式簿記を導入したことで、会計事務についても専門的な知識が必要となっており、厳しい経営環境の中、業務の質の維持が求められる中で、技術・知識の正確な承継が課題のひとつになっています。この課題を解決するため、職員の技術向上を目的とした定期的な研修を実施し、再任用職員の配置拡大による人件費の削減などに取り組んでいます。今後も、さらなる研修の充実を図るなど、技術や知識を正確に継承する体制を強化していきます。

住民サービスの確保及び住民満足度の向上に関する項目

住民サービスや情報提供の一環として、排水設備工事の申請方法や、指定排水設備工事業者一覧表、指定排水設備工事業者の登録・変更方法、指定工事業者への案内を羽曳野市ウェブサイトにてわかりやすいように掲載するなど、様々な取り組みを行っています。また、下水道使用料の支払の利便性を図るためコンビニ収納もすでに開始しています。下水道使用料の滞納者については、羽曳野市水道局と連携し確実な催促を行い、市民の皆様へ公平感を保った徴収業務を行っています。今後も住民満足度の向上に向けた様々な取り組みを検討していきます。

広域化に関する項目

本市は現在、近隣事業者との広域化に関する検討として共同検査体制等への参画、近隣市町村との施設の共同利用化・管理の一体化に向けた調査・研究の実施、緊急用材料倉庫の共同利用や、頻りに利用しない貯蔵品の共同利用管理の検査・研究の実施、下水処理に関する検査業務の全部を共同検査体制とする等、様々な検討を進めています。

防災・安全対策に関する項目

下水道事業は市民生活の維持に重要なライフラインであるため、災害時においても事業継続が可能な危機管理体制を確立する必要があります。本市においても、羽曳野市下水道BCPを整備し、年1回の非常時訓練を実施するなど対策を図っています。さらに、新型コロナウイルスの対応や、大規模な震災に備え、自家発電機等の各種操作マニュアルの整備や、近隣事業者間での災害時の相互連絡融通管の整備、広域応援体制の整

備なども検討しています。今後も引き続きより強固な危機管理体制の確立に向けて様々な取り組みを検討していきます。

その他経営健全化や経営基盤の強化に関する項目

工事等入札、物品購入・資材調達について、関連部局で行う等、入札手続きの適正化、エネルギー効率のよい機器の導入による省エネルギー化、工事請負業者に対して、建設副産物の再利用を指導することにより、再資源化率 100%を目指しています。今後も情報通信技術の活用を検討するなど、経営基盤の強化を図ります。

また、下水道施設の長寿命化事業や災害・緊急事象等に対応するための内部留保金の確保が必要と考え、その対応についても取り組めます。

第5章 投資・財政計画

1. 投資・財政計画シミュレーションモデルの作成

投資・財政計画シミュレーションを実施するにあたり、以下の前提条件により今後10年間の投資・財政計画シミュレーションを実施しました。

＜投資・財政計画シミュレーションの前提条件＞

| 項 目 | | | 前提条件 | |
|-------|--------------|------------|---|--|
| 収益的収支 | 収入 | 営業収益 | 使用料収入 | 年間有収水量（※1）×使用料単価（※2）で算定 ※1 第2章での有収水量を使用 ※2 直近2年間の実績平均を使用 |
| | | | 受託工事収益 | 過年度の実績を踏まえ算定（該当なし） |
| | | | その他 | 過年度の実績を踏まえ算定 |
| | | 営業外収益 | 補助金 | 過年度の実績を踏まえ算定 |
| | | | 長期前受金戻入 | 過年度実績、第4章での投資計画を踏まえ算定 |
| | | | その他 | 過年度の実績を踏まえ算定 |
| | 支出 | 営業費用 | 職員給与費 | 過年度の実績を踏まえ算定 |
| | | | 経費 | 過年度の実績を踏まえ算定 |
| | | | 減価償却費 | 過年度実績、第4章での投資計画を踏まえ算定 |
| | | 営業外費用 | 支払利息 | 既存債は、既存債の返済スケジュールをもとに算定。新発債は、第4章での投資計画を踏まえ、一定の仮定をおいて算定 |
| その他 | 過年度の実績を踏まえ算定 | | | |
| 特別損益 | | | 原則として「0」を計上 | |
| 資本的収支 | 収入 | 企業債 | 第4章での投資計画に基づく将来の起債計画を踏まえ算定 | |
| | | 他会計出資金 | 原則として「0」を計上 | |
| | | 他会計補助金 | 第4章での投資計画を踏まえ算定 | |
| | | 国（都道府県）補助金 | 第4章での投資計画を踏まえ算定 | |
| | | 工事負担金 | 第4章での投資計画を踏まえ算定 | |
| | | その他 | 過年度の実績を踏まえ算定 | |
| | 支出 | 建設改良費 | 第4章での投資計画を踏まえ算定 | |
| | | 企業債償還金 | 既存債は返済スケジュールをもとに算定。新発債は第4章での投資計画に基づく将来の返済計画を踏まえ算定 | |
| | | その他 | 過年度の実績を踏まえ算定 | |

2. 公共下水道事業の投資財政計画

投資・財政計画（収益的収支）

| 区 分 | | 年 度 | H30 (決算) | R1 (決算) | R2 (決算見込) | R3 (予算) | R4 (将来予測) | |
|--|-----------------------|---------------|-------------|------------|--------------|------------|--------------|-----------|
| 収 益 的 収 入 | 1. 営 業 収 益 (A) | | 1,302,279 | 1,310,953 | 1,355,209 | 1,319,157 | 1,284,235 | |
| | (1) 料 金 収 入 | | 1,126,286 | 1,123,650 | 1,166,428 | 1,136,971 | 1,102,587 | |
| | (2) 受 託 工 事 収 益 (B) | | - | - | - | - | - | |
| | (3) そ の 他 | | 175,993 | 187,303 | 188,781 | 182,186 | 181,648 | |
| | 2. 営 業 外 収 益 | | 1,992,227 | 2,032,431 | 2,045,437 | 1,972,045 | 1,824,897 | |
| | (1) 補 助 金 | | 815,355 | 844,033 | 885,495 | 821,818 | 829,694 | |
| | 他 会 計 補 助 金 | | 815,355 | 844,033 | 885,495 | 821,818 | 829,694 | |
| | そ の 他 補 助 金 | | - | - | - | - | - | |
| | (2) 長 期 前 受 金 戻 入 | | 1,168,642 | 1,182,815 | 1,159,931 | 1,150,216 | 988,297 | |
| | (3) そ の 他 | | 8,230 | 5,583 | 11 | 11 | 6,907 | |
| | 収 入 計 (C) | | 3,294,506 | 3,343,384 | 3,400,646 | 3,291,202 | 3,109,133 | |
| | 収 益 的 支 出 | 1. 営 業 費 用 | | 2,421,025 | 2,515,898 | 2,549,676 | 2,499,073 | 2,565,686 |
| | | (1) 職 員 給 与 費 | | 109,510 | 109,858 | 104,768 | 111,126 | 109,684 |
| | | 基 本 給 与 費 | | 61,168 | 60,675 | 57,864 | 61,375 | 60,922 |
| 退 職 給 付 費 | | | - | - | - | - | - | |
| そ の 他 | | | 48,342 | 49,183 | 46,904 | 49,751 | 48,763 | |
| (2) 経 費 | | | 483,792 | 559,442 | 646,650 | 581,647 | 619,120 | |
| 動 力 費 | | | 6,521 | 5,326 | 6,156 | 5,537 | 5,884 | |
| 修 繕 費 | | | 17,059 | 41,958 | 48,499 | 43,623 | 44,932 | |
| 材 料 費 | | | 904 | 892 | 1,031 | 927 | 892 | |
| そ の 他 | | | 133,466 | 157,280 | 181,797 | 163,522 | 144,412 | |
| 流 域 下 水 道 負 担 金 | | | 325,842 | 353,986 | 409,167 | 368,037 | 422,999 | |
| (3) 減 価 償 却 費 | | | 1,827,723 | 1,846,598 | 1,798,258 | 1,806,300 | 1,836,883 | |
| 2. 営 業 外 費 用 | | | 568,713 | 525,775 | 500,247 | 447,965 | 409,320 | |
| (1) 支 払 利 息 | | | 564,516 | 518,534 | 494,528 | 442,246 | 403,601 | |
| (2) そ の 他 | | 4,197 | 7,241 | 5,719 | 5,719 | 5,719 | | |
| 支 出 計 (D) | | 2,989,738 | 3,041,673 | 3,049,923 | 2,947,038 | 2,975,006 | | |
| 経 常 損 益 (C)-(D) (E) | | 304,768 | 301,711 | 350,723 | 344,164 | 134,126 | | |
| 特 別 利 益 (F) | | - | - | - | - | - | | |
| 特 別 損 失 (G) | | 9,292 | 174 | 200 | 200 | - | | |
| 特 別 損 益 (F)-(G) (H) | | -9,292 | -174 | -200 | -200 | - | | |
| 当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H) | | 295,476 | 301,537 | 350,523 | 343,964 | 134,126 | | |
| 繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I) | | - | - | 350,523 | 694,487 | 828,613 | | |
| 流 動 資 産 (J) | | 720,991 | 419,057 | 419,057 | 419,057 | 419,057 | | |
| う ち 未 収 金 | | 235,629 | 239,261 | 239,261 | 239,261 | 239,261 | | |
| 流 動 負 債 (K) | | 3,247,881 | 3,066,580 | 2,731,491 | 2,768,133 | 2,748,679 | | |
| う ち 建 設 改 良 費 分 | | 2,527,087 | 2,646,834 | 2,311,745 | 2,348,387 | 2,328,933 | | |
| う ち 一 時 借 入 金 | | - | - | - | - | - | | |
| う ち 未 払 金 | | 541,950 | 308,662 | 308,662 | 308,662 | 308,662 | | |
| 累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$) | | - | - | - | - | - | | |
| 地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L) | | - | - | - | - | - | | |
| 営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M) | | 1,302,279 | 1,310,953 | 1,355,209 | 1,319,157 | 1,284,235 | | |
| 地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L) / (M) × 100) | | - | - | - | - | - | | |
| 健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N) | | - | - | - | - | - | | |
| 健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O) | | - | - | - | - | - | | |
| 健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 により 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P) | | - | - | - | - | - | | |
| 健 全 化 法 第 22 条 により 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N) / (P) × 100) | | - | - | - | - | - | | |

第5章 投資・財政計画

(単位：千円、%)

| R5 (将来予測) | R6 (将来予測) | R7 (将来予測) | R8 (将来予測) | R9 (将来予測) | R10 (将来予測) | R11 (将来予測) | R12 (将来予測) |
|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|---------------|---------------|
| 1,279,945 | 1,269,696 | 1,262,478 | 1,253,240 | 1,246,980 | 1,234,966 | 1,225,918 | 1,216,936 |
| 1,098,297 | 1,088,048 | 1,080,830 | 1,071,592 | 1,065,332 | 1,053,318 | 1,044,270 | 1,035,288 |
| - | - | - | - | - | - | - | - |
| 181,648 | 181,648 | 181,648 | 181,648 | 181,648 | 181,648 | 181,648 | 181,648 |
| 1,830,752 | 1,838,369 | 1,844,373 | 1,849,084 | 1,856,728 | 1,865,638 | 1,869,375 | 1,857,565 |
| 829,694 | 829,694 | 829,694 | 829,694 | 829,694 | 829,694 | 829,694 | 829,694 |
| 829,694 | 829,694 | 829,694 | 829,694 | 829,694 | 829,694 | 829,694 | 829,694 |
| - | - | - | - | - | - | - | - |
| 994,152 | 1,001,768 | 1,007,772 | 1,012,483 | 1,020,128 | 1,029,037 | 1,032,775 | 1,020,965 |
| 6,907 | 6,907 | 6,907 | 6,907 | 6,907 | 6,907 | 6,907 | 6,907 |
| 3,110,698 | 3,108,065 | 3,106,851 | 3,102,324 | 3,103,709 | 3,100,604 | 3,095,293 | 3,074,501 |
| 2,577,081 | 2,592,540 | 2,628,236 | 2,642,417 | 2,669,911 | 2,697,191 | 2,721,791 | 2,719,625 |
| 109,684 | 109,684 | 109,684 | 109,684 | 109,684 | 109,684 | 109,684 | 109,684 |
| 60,922 | 60,922 | 60,922 | 60,922 | 60,922 | 60,922 | 60,922 | 60,922 |
| - | - | - | - | - | - | - | - |
| 48,763 | 48,763 | 48,763 | 48,763 | 48,763 | 48,763 | 48,763 | 48,763 |
| 617,180 | 615,528 | 637,331 | 640,805 | 652,734 | 663,469 | 675,488 | 677,144 |
| 5,900 | 5,868 | 5,884 | 5,873 | 5,889 | 5,857 | 5,873 | 5,873 |
| 46,280 | 47,668 | 49,098 | 50,571 | 52,089 | 53,651 | 55,261 | 56,919 |
| 895 | 890 | 892 | 890 | 893 | 888 | 890 | 890 |
| 144,807 | 144,016 | 144,408 | 144,130 | 144,524 | 143,733 | 144,124 | 144,122 |
| 419,298 | 417,086 | 437,048 | 439,340 | 449,340 | 459,340 | 469,340 | 469,340 |
| 1,850,217 | 1,867,327 | 1,881,221 | 1,891,928 | 1,907,493 | 1,924,038 | 1,936,620 | 1,932,797 |
| 379,183 | 353,293 | 327,430 | 306,255 | 288,557 | 271,497 | 255,367 | 239,530 |
| 373,464 | 347,574 | 321,711 | 300,536 | 282,838 | 265,778 | 249,648 | 233,811 |
| 5,719 | 5,719 | 5,719 | 5,719 | 5,719 | 5,719 | 5,719 | 5,719 |
| 2,956,264 | 2,945,833 | 2,955,667 | 2,948,671 | 2,958,467 | 2,968,688 | 2,977,158 | 2,959,155 |
| 154,434 | 162,232 | 151,184 | 153,653 | 145,241 | 131,916 | 118,135 | 115,345 |
| - | - | - | - | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - | - | - | - |
| 154,434 | 162,232 | 151,184 | 153,653 | 145,241 | 131,916 | 118,135 | 115,345 |
| 983,047 | 1,145,279 | 1,296,463 | 1,450,116 | 1,595,357 | 1,727,273 | 1,845,408 | 1,960,753 |
| 419,057 | 419,057 | 419,057 | 419,057 | 419,057 | 419,057 | 419,057 | 419,057 |
| 239,261 | 239,261 | 239,261 | 239,261 | 239,261 | 239,261 | 239,261 | 239,261 |
| 3,146,898 | 2,641,511 | 2,529,181 | 2,450,054 | 2,360,048 | 2,271,956 | 2,183,146 | 2,106,751 |
| 2,727,152 | 2,221,765 | 2,109,435 | 2,030,308 | 1,940,302 | 1,852,210 | 1,763,400 | 1,687,005 |
| - | - | - | - | - | - | - | - |
| 308,662 | 308,662 | 308,662 | 308,662 | 308,662 | 308,662 | 308,662 | 308,662 |
| - | - | - | - | - | - | - | - |
| 1,279,945 | 1,269,696 | 1,262,478 | 1,253,240 | 1,246,980 | 1,234,966 | 1,225,918 | 1,216,936 |
| - | - | - | - | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - | - | - | - |

投資・財政計画（資本的収支）

| 区 分 | | 年 度 | | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|---------------------------------|------------------------------|--------------------|------------|------------|------------|------------|------------|---------|
| | | | | (決算) | (決算) | (決算見込) | (予算) | (将来予測) |
| 資 本 的 収 入 | 1. 企 業 債 | | 1,850,200 | 1,745,600 | 1,874,100 | 1,802,300 | 1,555,822 | |
| | | うち資本費平準化債 | 1,097,900 | 1,098,100 | 1,155,100 | 848,900 | 1,022,291 | |
| | 2. 他 会 計 出 資 金 | | - | - | - | - | - | |
| | 3. 他 会 計 補 助 金 | | 514,925 | 535,793 | 559,220 | 521,691 | 397,879 | |
| | 4. 他 会 計 負 担 金 | | - | - | - | - | - | |
| | 5. 他 会 計 借 入 金 | | - | - | - | - | - | |
| | 6. 国（都道府県）補助金 | | 167,600 | 220,000 | 180,751 | 217,000 | 273,825 | |
| | 7. 固定資産売却代金 | | - | - | - | - | - | |
| | 8. 工事負担金 | | 41,800 | 43,414 | 43,089 | 30,263 | 28,589 | |
| | 9. そ の 他 | | 4,423 | - | - | - | - | |
| | 計 (A) | | 2,578,948 | 2,544,807 | 2,657,160 | 2,571,254 | 2,256,116 | |
| | (A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B) | | - | - | - | - | - | |
| | 純計 (A)-(B) (C) | | 2,578,948 | 2,544,807 | 2,657,160 | 2,571,254 | 2,256,116 | |
| | 資 本 的 支 出 | 1. 建 設 改 良 費 | | 1,046,408 | 1,030,926 | 1,154,958 | 1,295,945 | 835,945 |
| うち職員給与費 | | | 106,404 | 106,164 | 95,001 | 101,569 | 98,285 | |
| 2. 企 業 債 償 還 金 | | | 2,467,846 | 2,527,087 | 2,614,134 | 2,311,745 | 2,348,387 | |
| 3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金 | | | - | - | - | - | - | |
| 4. 他 会 計 へ の 支 出 金 | | | - | - | - | - | - | |
| 5. そ の 他 | | | - | - | - | - | - | |
| 計 (D) | | 3,514,254 | 3,558,013 | 3,769,092 | 3,607,690 | 3,184,332 | | |
| 資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E) | | | 935,306 | 1,013,206 | 1,111,932 | 1,036,436 | 928,216 | |
| 補 填 財 源 | 1. 損 益 勘 定 留 保 資 金 | | 660,690 | 671,327 | 640,898 | 657,498 | 781,758 | |
| | | 2. 利 益 剰 余 金 処 分 額 | 238,048 | 301,537 | 333,332 | 339,745 | 134,126 | |
| | | 3. 繰 越 工 事 資 金 | - | - | - | - | - | |
| | | 4. そ の 他 | 36,568 | 40,342 | 137,702 | 39,193 | 12,332 | |
| | | 計 (F) | 935,306 | 1,013,206 | 1,111,932 | 1,036,436 | 928,216 | |
| 補填財源不足額 (E)-(F) | | | - | - | - | - | - | |
| 他 会 計 借 入 金 残 高 (G) | | | - | - | - | - | - | |
| 企 業 債 残 高 (H) | | | 31,758,471 | 30,976,984 | 30,236,950 | 29,727,505 | 28,934,940 | |

○他会計繰入金

| 区 分 | | 年 度 | | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|-------------|----------|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|--------|
| | | | | (決算) | (決算) | (決算見込) | (予算) | (将来予測) |
| 収 益 的 収 支 分 | | | 987,454 | 1,029,239 | 1,072,399 | 1,002,150 | 1,008,347 | |
| | うち基準内繰入金 | | 598,887 | 650,357 | 674,905 | 633,240 | 624,622 | |
| | うち基準外繰入金 | | 388,567 | 378,882 | 397,494 | 368,910 | 383,725 | |
| 資 本 的 収 支 分 | | | 514,925 | 535,793 | 559,220 | 521,691 | 397,879 | |
| | うち基準内繰入金 | | 461,723 | 428,156 | 446,877 | 416,887 | 397,879 | |
| | うち基準外繰入金 | | 53,202 | 107,637 | 112,343 | 104,804 | - | |
| 合 計 | | | 1,502,379 | 1,565,032 | 1,631,619 | 1,523,841 | 1,406,226 | |

第5章 投資・財政計画

(単位：千円、%)

| R5 (将来予測) | R6 (将来予測) | R7 (将来予測) | R8 (将来予測) | R9 (将来予測) | R10 (将来予測) | R11 (将来予測) | R12 (将来予測) |
|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|---------------|---------------|
| 1,553,178 | 1,395,896 | 1,352,092 | 1,297,394 | 1,114,779 | 1,005,630 | 871,010 | 688,199 |
| 948,775 | 843,681 | 770,338 | 613,848 | 496,494 | 375,104 | 260,422 | 158,171 |
| - | - | - | - | - | - | - | - |
| 394,583 | 649,477 | 411,298 | 440,385 | 489,500 | 529,057 | 565,731 | 582,853 |
| - | - | - | - | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - | - | - | - |
| 286,049 | 255,296 | 230,016 | 299,994 | 324,930 | 348,144 | 326,424 | 238,664 |
| - | - | - | - | - | - | - | - |
| 30,818 | 27,612 | 28,607 | 31,805 | 33,032 | 34,549 | 32,767 | 25,567 |
| - | - | - | - | - | - | - | - |
| 2,264,627 | 2,328,282 | 2,022,013 | 2,069,578 | 1,962,240 | 1,917,380 | 1,795,931 | 1,535,283 |
| - | - | - | - | - | - | - | - |
| 2,264,627 | 2,328,282 | 2,022,013 | 2,069,578 | 1,962,240 | 1,917,380 | 1,795,931 | 1,535,283 |
| 921,269 | 835,124 | 840,377 | 1,015,345 | 976,247 | 1,013,219 | 969,779 | 794,259 |
| 99,927 | 99,106 | 99,517 | 99,311 | 99,414 | 99,363 | 99,388 | 99,375 |
| 2,328,933 | 2,727,152 | 2,221,765 | 2,109,435 | 2,030,308 | 1,940,302 | 1,852,210 | 1,763,400 |
| - | - | - | - | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - | - | - | - |
| 3,250,202 | 3,562,276 | 3,062,142 | 3,124,781 | 3,006,554 | 2,953,521 | 2,821,988 | 2,557,658 |
| 985,574 | 1,233,994 | 1,040,129 | 1,055,203 | 1,044,314 | 1,036,141 | 1,026,058 | 1,022,376 |
| 812,066 | 1,032,407 | 873,449 | 879,445 | 887,365 | 895,000 | 903,845 | 907,030 |
| 154,434 | 162,232 | 151,184 | 153,653 | 145,241 | 131,916 | 118,135 | 115,345 |
| - | - | - | - | - | - | - | - |
| 19,074 | 39,356 | 15,496 | 22,106 | 11,708 | 9,224 | 4,078 | - |
| 985,574 | 1,233,994 | 1,040,129 | 1,055,203 | 1,044,314 | 1,036,141 | 1,026,058 | 1,022,376 |
| - | - | - | - | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - | - | - | - |
| 28,159,185 | 26,827,928 | 25,958,256 | 25,146,214 | 24,230,686 | 23,296,014 | 22,314,814 | 21,239,613 |

| R5 (将来予測) | R6 (将来予測) | R7 (将来予測) | R8 (将来予測) | R9 (将来予測) | R10 (将来予測) | R11 (将来予測) | R12 (将来予測) |
|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|---------------|---------------|
| 1,008,347 | 1,008,347 | 1,008,347 | 1,008,347 | 1,008,347 | 1,008,347 | 1,008,347 | 1,008,347 |
| 624,622 | 624,622 | 624,622 | 624,622 | 624,622 | 624,622 | 624,622 | 624,622 |
| 383,725 | 383,725 | 383,725 | 383,725 | 383,725 | 383,725 | 383,725 | 383,725 |
| 394,583 | 649,477 | 411,298 | 440,385 | 489,500 | 529,057 | 565,731 | 582,853 |
| 394,583 | 462,052 | 376,426 | 357,395 | 343,988 | 328,739 | 313,814 | 298,767 |
| - | 187,425 | 34,872 | 82,990 | 145,511 | 200,319 | 251,917 | 284,086 |
| 1,402,930 | 1,657,824 | 1,419,644 | 1,448,731 | 1,497,846 | 1,537,404 | 1,574,077 | 1,591,200 |

投資財政計画（収益的収支）に関する分析

営業収益については人口減少の影響を受け、令和12年度で1,217百万円となり、令和元年度（1,311百万円）と比較し、94百万円の減少（▲7.2%）が見込まれます。

また、営業外収益については、令和12年度で1,858百万円となっており、令和元年度（2,032百万円）と比較し、174百万円の減少（▲8.6%）が見込まれます。過去に整備した設備等の法定耐用年数（20～30年）が経過し、設備等の財源となった補助金等の収益化が一部完了する一方で、新規の設備投資は減少し、投資に対する補助金も減少する結果、長期前受金戻入が減少することが主な要因となっています。

営業費用については、令和12年度で2,720百万円となり、令和元年度（2,516百万円）と比較し204百万円の増加（+8.1%）が見込まれます。これは、流域下水道負担金の増加が主な要因となっています。

営業外費用については、令和12年度で240百万円となり、令和元年度（526百万円）と比較し286百万円の減少（▲54.4%）が見込まれます。これは、企業債残高の減少や新規発行される企業債の利率が過去に比べて低いことが想定されることから、支払利息が減少することが要因となっています。

以上より、経常損益、当期純利益は令和12年度で115百万円となり、令和元年度（302百万円）と比較し187百万円の減少（▲61.9%）が見込まれます。

投資財政計画（資本的収支）に関する分析

資本的収入については令和12年度で1,535百万円となり、令和元年度（2,545百万円）と比較し、1,010百万円の減少（▲39.7%）が見込まれます。これは、新規投資のピークを過ぎており、当面は投資額が減少することに伴い、企業債の発行額も減少することが見込まれるためです。

資本的支出については令和12年度で2,558百万円となり、令和元年度（3,558百万円）と比較し、1,000百万円の減少（▲28.1%）が見込まれます。これは、新規投資のピークを過ぎており、当面は投資額が減少することや、企業債の新規発行額の減少及び既発債の償還完了に伴う、償還額の減少が見込まれるためです。

以上より、資本的収支は令和12年度で▲1,022百万円となり、令和元年度（▲1,013百万円）と比較し、9百万円の減少（▲0.9%）が見込まれます。資本的収支のマイナスは、損益勘定留保資金や利益剰余金処分額により補填されます。

第6章 経営戦略の事後検証・更新等

1. 経営戦略目標

経営戦略推進のため、各指標における目標値を設定しました。この指標はあくまでも目標値のため、第5章に記載した投資・財政計画シミュレーションとは一部整合していません。

(1) 経営・財務面の指標

| 指標 | 意味 | 令和元年度 (実績) | 令和7年度 (目標) | 令和12年度 (目標) | 算式 |
|--------------|--------|---------------|---------------|----------------|------------------------|
| 経費回収率 | 経営の効率性 | 87.3% | 93.7% | 100% | 使用料収入÷汚水処理費用(公費負担分を除く) |
| 事業収益対企業債残高比率 | 経営の健全性 | 1,499.7% | 1201.9% | 993.3% | 企業債残高÷事業収益 |

経費削減や効率的な経営を行うとともに、下水道普及率及び水洗化率の向上や使用料水準の見直し等により使用料収入を確保することで、令和12年度における経費回収率を100%とすることを目指します。特に使用料は近隣市と比較してもかなり低い水準であり、平成24年度から使用料改定をしていない状況であるため、部内に下水道使用料改定検討プロジェクトチームを設置し、検討を行い早期に適正な水準を目指します。

また、一定の投資は実施しつつも、企業債負担を将来へ先送りにしないように、今後投資に対する計画的な起債と返済を実施し、令和12年度における企業債残高を200億円以下にし、合わせて使用料改定によって収入を適正化していくことで、事業収益対企業債残高比率の目標値の達成を目指します。

(2) 事業・施設面の指標

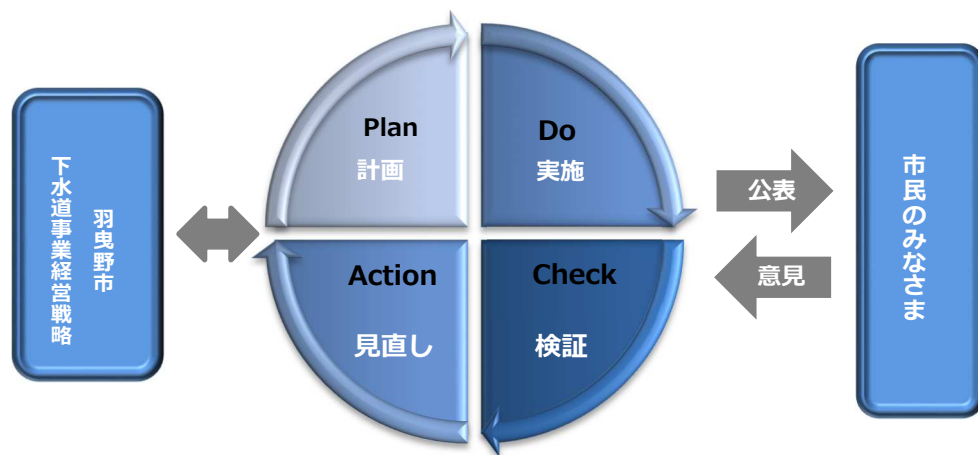
| 指標 | 意味 | 令和元年度 (実績) | 令和7年度 (目標) | 令和12年度 (目標) | 算式 |
|------|----------|---------------|---------------|----------------|-------------------------------|
| 水洗化率 | 水洗化の状況 | 87.1% | 88.5% | 89.0% | 現在水洗便所設置済人口(人) ÷ 現在処理区域内人口(人) |
| 普及率 | 下水道普及の状況 | 85.4% | 87.6% | 89.4% | 現在処理区域内人口(人) ÷ 行政区域内人口(人) |

普及率及び水洗化率については下水道事業計画に基づいた新規整備や、接続への呼びかけ及びより充実した助成制度を検討し、実績の進捗状況を管理しながら着実な目標達成を目指します。

2. 計画の推進の点検・進捗管理の方法

経営戦略の推進のため、毎年度目標指標の達成状況を把握することで進捗管理を行います。

また、5年に一度経営戦略における投資・財政計画と実績とのかい離及びその原因を分析し、その結果を経営戦略等に反映させるPDCAサイクル（計画策定「Plan」-実施「Do」-検証「Check」-見直し「Action」）を導入し、目標の達成状況や見直した経営戦略を市民のみなさまへ公表します。



図表 6-1 PDCA サイクルのイメージ

第7章 用語集

| 用語集 | 説明 |
|--------------|---|
| あ | |
| 雨水公費・汚水私費の原則 | 原則として、雨水処理費は自然現象が原因であり、雨水処理によってまちが浸水から守られるという便益は、一般市民全体に及ぶことから税金（公費）で負担するもので、汚水処理に要する経費は、特定の使用者が便益を受けることから下水道使用料で賄うべきであるという考え方。 |
| 汚水処理原価 | 汚水処理に要した経費を有収水量で除したもの。有収水量 1 mあたり、どれくらいの経費が汚水処理費用に要するかを見る指標で、低い方がよい。 (算式) 汚水処理費用(公費負担分を除く)÷有収水量 |
| か | |
| 管渠改善率 | 1年間に改築更新管渠延長が、総管渠延長に占める割合を示したもの。1年間にどれだけ管渠の老朽化対策を実施したかを見る指標。 (算式) 改善(更新・改良・修繕)管渠延長÷下水道維持管理延長 |
| 管渠老朽化率 | 総管渠延長のうち、法定耐用年数を経過した管渠がどれだけあるかを見る指標。高ければ高いほど、老朽化が進んでいることを示す。 (算式) 一定(法定耐用)年数を経過した管渠延長÷水道維持管理延長 |
| 管路 | 管渠、マンホール及び公共柵を含むもの。 |
| 企業債 | 地方公営企業が行う建設改良事業等に要する資金に充てるために起こす地方債のこと。 |
| 基準外繰入金 | 一般会計からの繰入金のうち、総務省の定める基準に基づかないもの。 |
| 基準内繰入金 | 一般会計からの繰入金のうち、総務省の定める基準に基づくもの。 |
| 繰入金(繰出金) | 一般会計から下水道事業会計に繰り出される資金のこと。基準内繰入金と基準外繰入金がある。一般会計側から見たときは「繰出金」と呼ぶ。 |
| 繰入金対使用料割合 | 使用料に対する繰入金の依存度を表す指標。 (算式) 繰入金(3条他会計補助金、4条他会計出資金、他会計補助金)÷使用料×100 |
| 経常収支比率 | 使用料収入、一般会計繰入金等の収益で、経常的な費用がどの程度賄われているかを示す指標。 (算式) 経常収益÷経常費用 |
| 経費回収率 | 汚水処理に要した費用に対する、使用料による回収程度を示す指標。汚水処理に係る全ての費用を使用料によって賄うことが原則。 (算式) 使用料収入÷汚水処理費用(公費負担分を除く) |
| コミュニティプラント | 開発団地等から排出されるし尿と生活雑排水を集合処理するために市町村が設置・管理する地域し尿処理施設のこと。 |
| さ | |
| 事業収益対企業債残高比率 | 事業収益に比べて企業債残高がどれくらいあるのかを見る比率。 (算式) 企業債残高÷事業収益 |

| | |
|-------------|--|
| 事業収益対資金残高比率 | 事業収益に比べて資金残高がどれくらいあるのかを見る比率。 (算式) 現預金残高÷事業収益 |
| 資本的収支 | 企業の将来の経営活動に備えておこなう建設改良及び建設改良に係る企業債償還金などの支出と、その財源となる収入。 |
| 収益的収支 | 一事業年度の企業の経営活動に伴い発生する全ての収益とそれに対応する全ての費用。 |
| 水洗化人口 | 下水道の処理区域内において、公共下水道に接続して下水道を利用している人口。 |
| 水洗化率 | 下水道が利用できる人のうち、どのくらいの割合の人が下水道に接続し、実際に利用しているかを表す値。下水道利用人口を処理区域内人口で割った値。 (算式) 水洗便所設置済人口÷処理区域内の行政人口 |
| た | |
| 長期前受金戻入 | 固定資産取得のために交付された補助金などについて、減価償却見合い分を収益化したもので、現金を伴わない収益。 |
| は | |
| 分流式下水道 | 汚水と雨水を分けて流す方式の下水道のこと。 |
| 普及率 | 行政区域内人口のうち、処理区域内人口が占める割合。下水道がどれだけ普及しているかを表す指標。 |
| や | |
| 有形固定資産減価償却率 | 企業が保有する有形固定資産の償却がどれくらい進んでいるかを表す指標。施設全体の老朽化の度合いがわかる。 (算式) 減価償却累計額÷償却資産の取得価格 |
| 有収水量 | 使用料徴収の対象となる水量。 |
| 有収率 | 処理した汚水のうち、使用料徴収の対象となる有収水がどれくらいあるのかを見る比率。 (算式) 年間有収水量÷年間汚水処理水量 |
| B | |
| BCP | Business Continuity Planの略称で、災害等の緊急事態が発生した際に、損害を最小限に抑え、事業を復旧・継続させるための対策や方法をまとめた計画。 |